

官報

号外

昭和三十九年四月十日

第四十六回 衆議院會議録 第二十三号

昭和三十九年四月十日(金曜日)

議事日程 第二十二号

昭和三十九年四月十日

午後二時開議

第一 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

公労協のストライキ宣言に関する緊急質問(森山欽司君提出)

公労協の闘争に関する緊急質問(多賀谷貞徳君提出)

日程第一 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

林業基本法案(内閣提出)及び森林基本法案(川俣清吾君外十二名提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時二十二分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

公労協のストライキ宣言に関する緊急質問(森山欽司君提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、森山欽司君提出、公労協のストライキ宣言に関する緊急質問、及び多賀谷貞徳君提出、公労協の闘争に関する緊急質問を順次許可せられんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

まず、森山欽司君提出、公労協のストライキ宣言に関する緊急質問を許可いたします。森山欽司君。

「森山欽司君登壇」

○森山欽司君 総評、中立労連を中心とする春季闘争は今年もまた行なわれおり、これからのいよいよ闘争の山場を迎えつつあります。特に、去る四日には、春季闘争の中核である公労協がストライキ宣言を発表して、来たる十七日には違法な半日ストライキをあえて決行する方針を明らかにしました。その後も反復継続して行なうと言っております。これを総評の幹部は二・一スト以来の大闘争であると言ひ、また、ストライキ宣言の中でも、列車、電車、郵便、電信電話、専売ほか公共事業の一切の事業所をストップする戦後最大のストライキを戦い抜くというたっており、かかる大規模なストライキが行なわれれば、国民生活に及ぼす影響ははかりしれず、また、産業経済の発展、国家社会の秩序保持という観点に照らしても、幾多の憂慮すべき問題が発生すると思われ、(拍手)いまや年中行事となつた総評の春季闘争に対する一般国民の偽らざる声は、国民の立場を全く無視した、闘争せんがための実力行使は絶対やめてもらいたいということであり、(拍手)特に、今回のスト宣言については、言論機関も筆をそろえて、一般国民の納得を得ることのできない無意味なストライキとして、その行き過ぎをきびしく批判しております。(拍手)私は、この国民の願いを込めて、自由民主党を代表し、今次春季闘争における公労協のストライキ宣言に関連し、政府の所信を承りたいと思います。(拍手)

第一の点は、これが表面的には経済闘争の形をとっておりますが、その背景をしっかりと検討してみますと、闘争せんがための闘争であると思ひます。

総評系の労働組合運動が、階級闘争理論と闘争至上主義を基調にして行なわれていることは、毎年の運動方針書を見ればすぐわかることであり、世の識者が一致して指摘をしております。また、政治、経済、社会等の諸現象を認識するにあつても、これをありのままの姿で把握しようとはしないで、階級闘争理論というへんばな觀念で律し、労働者の生活は社会主義政權が樹立されて初めてよくなるものであり、それが実現されるまでは、政府や独占資本や使用者とは常に対決し、抵抗し、闘争していかなければならないといひ、まことに片寄つた態度をとっているものであります。(拍手)現に総評の某有力幹部の述べておりますように、労使関係というものは絶対に安定することはないし、安定しなくてもよいのであり、安定させてはならないのであるといひ、驚くべき考え方をしておるものであります。(拍手)

本来、労働組合運動というものは、労働者の素朴な経済要求に出發して、これを獲得するために、やむにやまれずに行なわれるものであります。しかるに、総評の春季闘争はどうであります。しょうか、毎年、前年の十月、十一月ごろから計画され、準備され、いよいよ

昭和三十一年四月十日 衆議院會議録第二十三号 公勞協のストライキ宣言に関する森山欽司君の緊急質問

六六〇

るスケジュールどおりに実施されていくのであります。これは経済要求は掲げてはいるものの、実は大闘争を組むことによって、政府や彼らのいわゆる資本家や使用者と対決することそれ自体を目的にしている階級闘争の実践、闘争のための闘争であると考えられます。(拍手)

戦後わが国の労働組合は、民主主義復活のための推進役、民主主義国家にない手として大きな期待をかけられました。また今日、自由主義諸国家において、労働組合は国家、社会に責任を持ち、一国の経済の興隆に絶大な貢献をし、輝かしい地位を占めておるのが実情であります。しかるに、総評の現在の行き方をこれと比べて考えてみると、悲しいかな、わが国の労働組合運動がこのような域に達するのには、このままでは百年河清を待つにひとしく感ぜられます。(拍手)歴代政府としては、おそらく、この事実を認識しながらも、ひたすら総評の自覚に期待しつつ今日に至っているのが実情でありましょう。ことに現内閣は寛容と忍耐を旨としているようですが、場合により、相手によってはその善意と真実が全然通じないばかりか、かえって事態をますます悪化せしめる結果となることもあるのであります。(拍手)

ここで、今年の春季闘争の状況をつぶさに検討してみると、事はきわめて重大であることを痛感いたします。

すなわち、結果いかによっては、来季以降もこの傾向が改まらないばかりか、ますます熾烈さを加えていくであろうということが予想されるからであります。したがって、階級闘争的な春季闘争に対しては、そしてその中心となるのは政府の足元にある官公庁労働者でありますだけに、いまだそ何らかの対策を講じなければならぬのであります。(拍手)

一体、政府としては、総評のこのような例年の闘争、特に今回のごとき闘争をいかに考えておられるか、池田総理大臣からお聞かせを願いたいと思います。

私は、次いで、今回のストライキ宣言を中心とする春闘の動きについて、労働大臣の報告を、また、十七日の半日ストが計画どおり実施された場合のおもな影響につき、経済企画庁長官、運輸大臣、郵政大臣、大蔵大臣、農林大臣、通産大臣の報告を求めたいと思っております。

第二に、公共企業体等労働関係法第十七条では、「職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。」と明記されております。おそらく、公共企業体等の職員は、みな自分たちのストライキが違法であることをよく知ってい

ると思ひます。今回のストライキ宣言は、違法行為であることを承知の上で、違法行為をやるぞというのを計画的、組織的に白昼公然と宣言したものであります。全くあ然たるほかないのであります。(拍手)これは法治国に対する公然たる挑戦であります。

御見解を承りたいと思ひます。(拍手)次に問題となることは、ストライキを決定する理由であります。公勞協は、ストライキ決定の理由を、ストライキ宣言の中では「百八十余日にわたって粘り強く交渉を続けてきた、調停の進行に積極的に協力し五十日に及ぶ日時をかけて事態の解決に努力してきた、もはや座して生命の危機と生活の窮乏に甘んじることができない」といつております。しかし、事の成り行きを静かに振り返ってみますと、また、この数年来一般の勤労者とともに向上してまいりました三公社五現業職員の給与水準を考え、さらにそれよりも低い給与水準にある中小企業労働者のことを思えば、まことに誇張もはなはだしく、いささかの実感もいささかの真実味もないものであります。(拍手)しかも賃金問題は、各組合からの申請に基づいて、現在公勞協において調停が進行中でありまして、したがって、労使双方は、第三者機関である公勞協の場において平和的に紛争の最終解決を待つべきであるにかかわらず、調停の進行中にストライキを決定するということは、全く組合のかつてな行為といわなければなりません。また、公勞協関係組合は、数年前から、スト権奪還闘争を強く取り上げるようになっております。このような問題は国会を通じて法律改正によって行なわ

れるのが、議会政治であり、法治国における正しいあり方でありまして、これを組合側は実力をもってストライキを決定し、その事実の積み重ねによってスト禁止の法律条文を空文化しなければならぬという考え方で行動をしまいつており、今回のストライキ宣言も多分にこのような考えに支配されているのであります。

しかも、このようなストライキ宣言に対しまして、わが国の政党政派はそれぞれの立場においてほとんど反対しておるにかかわらず、ひとり日本社会党のみがこれを支持する旨の声明を出したのであります。かくては、法治国における公党たるの面目いずこにありやと疑わざるを得ないのであります。(拍手)私は、日本社会党が真に誇り高き野党として将来政権を担当しようとするならば、いかに組合出身者が多いとは申せ、政党と組合のけじめを忘れ、その見識を欠くものとして、はなはだ惜しまれてならないのであります。(拍手)かかる法律無視の行為が看過されたり、また、国民がこれに不感症になったりいたしますと、法治国崩壊の第一歩を意味するものと思われるのであります。これに対し、公勞協第十七条自体があるよりであります。憲法違反であるよりであります。憲法違反でないことは、すでに最高裁判所の判例によつても明らかであると存するので

あります。今日、ストライキ権のある民間労働者の中にも、第三者による調停の進行中はストライキをしないということが、

むしろ普通であります。公労協関係組合が、民間労組に比べて、いわゆる親方日の丸式にストライキ等の実力行使を軽々に気ままに行ない過ぎる傾向にあることは、遺憾ながら事実であります。このように、公労協関係組合が行き過ぎの傾向を示す最も大きな理由は、政府当局や企業体等の当局側の態度が、ややもすれば安易であり、また、違法行為者の責任追及にあたって微温的であつたりしたことがあげられるのではないかと思います。今回公労協のストライキ決行に対しては、総理みずから陣頭に、政府及び各企業体の当局は、この際き然たる態度をもつて臨み、このような違法なストライキを直ちに抑えよめるよう、繰り返し説得し、勧告し、警告し、また世論の喚起につとめることがぜひとも必要であります。(拍手)政府としては、この事態に対し、基本的にいかなる態度をもつて臨まれんとするものであるか、政府の考えをまず総理大臣にお聞きしたいと思ひます。

さらに、政府当局の再三再四にわたる、誠心誠意を込めた説得、勧告、警告にもかかわらず、また、国民の声をあえて無視して不幸にしてストライキを行なう違法行為者に対しては、公労法の規定並びに国家公務員法、これに相当する公社法の規定に照らし、国家国民のため、涙をのんで、従来の処分方針を一新して、公労法第十八条の

解雇を本筋とした、果敢にして厳正な処分を実施することが肝要であると思ひます。(拍手)その点、公共企業体等の所管大臣はいかに考えておられるか、運輸大臣、郵政大臣、大蔵大臣、農林大臣、通産大臣の所信を承りたいと思ひます。

また、行政処分の問題とあわせて、暴力や威力を用いる悪質な違法行為者に対しては一般刑法を適用し、さらに郵便法、公衆電気通信法等による刑事罰の適用も考えていくべきではないかと思ひます。しかも、このような刑法罰法の適用は、すでに昨年三月、最高裁判所の判例によつて明らかに認められたところであります。なお、聞くところによれば、国鉄関係組合は今回のストライキの中心勢力といわれておりますが、これに対し、現行の鉄道営業法は、他の事業法に比べて罰則規定が不備であります。したがつて、今回のストライキの結果いかによつては、今国会において鉄道営業法の罰則規定を早急に整備する措置がとられてしかるべきではないかと思ひます。さらに、万一ストライキに突入した場合、国民の迷惑を最小限度に食い止め、混乱事態をできるだけ少なくし、公安上万全の措置をとるべきものと思ひます。これらに対し、関係大臣は、いかなる考えのもとに、いかなる措置をとらんとしておられるのか、運輸大臣、郵政大

臣、法務大臣、国家公安委員長の御見解を承りたいと思ひます。

第三に、従来、公労協組合の賃金引き上げ問題は、事の性質上、最終的に問題が解決されるのは、調停案によつてではなく、仲裁裁定があつてからというのが普通のものであります。ところで、公共企業体労働関係法の規定によれば、調停から仲裁に移行するのは五つの場合に限定されており、その中に、主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたときというものがうたわれております。このいわゆる職権仲裁の発動は慎重を期すべきではないかというところであります。過去の例に徴してみますと、公労協組合が違法な職権を含んだ闘争をかまえる、労働大臣として、闘争を事前に回避せしめる意図のもとに仲裁請求を行なう、実力行使直前に仲裁裁定が出て闘争を回避せしめることができたという一、二の例があります。しかしながら、今回の場合、このようなやり方ははたして適切であるかどうかは、きわめて疑問であります。公労協組合のストライキ等は、天然現象のように不可避なものではなく、やめようと思えば組合の意思によつていつでも中止することができるとあります。したがつて、公労協組合の統一実力行使があるということ、あるいは闘争の圧力に押され、あるいは組合のメンツを立てて、労働大臣が職権による仲裁申請をすることとなれば、かえつて組合側は闘争に對して無責任となり、安直に実力行使をこまえることを奨励する結果となることをおそれるのであります。先般の公労協のストライキ宣言に對して行なわれた労働大臣の談話中に、労使関係のルールの尊重を説かれましたが、これは調停手続中に軽々と職権による仲裁申請を行なうべきでない趣旨をも含んでおると判断されるのであります。この点に對しどのように考えておられるか、労働大臣の所見を承りたいと思ひます。

最後に、変転する国際情勢の渦中にあり、また開放経済体制に入つたわが国として、労働運動の健全化はきわめて重要であります。私は、政府の労働運動に對する正しい姿勢、労使双方の自覚及び国民の世論の力によつて、良識に基づいた労働組合運動が大きく成長していくことを心から念願して、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。
今回の春闘は、いよいよ本格的段階に入り、国鉄労組を中心として半日ストが行なわれる、いわゆる全面スト的の模様が半日でもあらわれたいということは、まことに遺憾千万、われわれは心配いたしておるのであります。

いま森山君は、今回の争議を、闘争せんがための闘争だ、あ然たる感じを禁じ得ないと言つておられます。私は、ほんとうに今回の春闘は不可解千萬であると思ひます。(拍手)また、大多数の国民は、決してこれを容認しないと考えておるのであります。(拍手)

その理由は、公労協のストは、法律で禁止せられておることでございます。それを憲法の規定がどうかと言つておられますが、憲法の規定からいつても、団結権や団体交渉権は認められておりますが、やはりこれは、公益のために、国民福祉のために、ある程度制限を受けることは、憲法にはつきり書いてあります。(拍手)また、その憲法の規定に基づきまして、公労協第十七条はストを禁止しております。今回のストは、この法律に違反するものであります。あるいは立法論として論議せられることはあるかも知れませんが、それは立法論としてでございます。現在の法律からいつたならば、決して許すべからざる違法行為であるのであります。(拍手)

また、不可解と申し上げる第二の理由は、法律に基づきまして、公労協の争議につきましては、目下調停中であるのであります。だが調停を申し込んだのでございませうか。調停を申し込んだ組合が、かつて違法なストをやるといふことは、撞着矛盾もはなはだしではないか。(拍手)

昭和三十一年四月十日 衆議院會議録第二十三号 公勞協のストライキ宣言に関する森山欽司君の緊急質問

六六二

私は、かかる理由によりまして、不可解千万、国民のため、わが国経済のために、絶対にやめていただきたい。(拍手)

(拍手)そのためには、私は、国民とともにあらゆる措置を講じて、この争議を未然に防ぐべく万全の努力をいたしたいと考えております。(拍手)

なお、御質問がございました点につきまして、私より申し上げておきます。

職権仲裁裁定の申請は、私はする考えはございません。(拍手)これは過去の経験から申しまして、また、いま調停中であるのに、かかることを論議するのは行き過ぎであると考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕

○国務大臣(大橋武夫君) 労働組合の春闘のやり方といたしまして、初めからスケジュールをきめ、団体交渉や調停手続などの進行に關係なく実力行使を行なっていくという点は、見方によりましては、お説のとおり、闘争のため闘争であると思われ取られてもいたし方がないと思われしますが、この点は、まことに残念であると思存します。

次に、今回のスト宣言の企画いたしましたおき、四月十七日の統一行動日の計画は、春闘委員会によりまして、今回のストに参加するものは国労、動力車、全通、全電通のほか、専売、アルコール、造幣、全林野、全印刷等、公

労働組合下の全組合でございます。なお、同日にこの公勞協のストに合わせましてストの予定を組んでおりますのは、交通運輸共闘会議でございます。

て、私鉄、都市交通、バス、トラック関係の各組合、ハイヤー、タクシー関係組合、港湾、荷役関係組合のほか、日航の国際線もスト決行の予定でありまして、陸海空のストライキといわれておるのであります。

これが計画どおり行なわれますかどうか、現在の段階におきましてはきわめて微妙な情勢にあると思存しますが、万一にも行なわれたといたしますならば、終戦後最大のストライキになるものと思われします。

また、労働大臣の職権によりまして仲裁請求につきましては、ただいま総理大臣のお答えになりましたとおりでございます。今日、公勞法で定めてあります労働大臣の職権請求というこの法律の規定は、もとより法律によつて禁止されておる違法のストライキを救済するための手続ではないと私は考えております。(拍手)

〔国務大臣古池信三君登壇〕

○国務大臣(古池信三君) お答え申し上げます。

四月十七日の、いわゆる半日ストにつきましては、全通労働組合は全国的主要局約二百局を対象として準備の指令を出してあるようでありまして、具体的な実施方法等につきましては目下のところ不明であります。しかし、

郵政省といたしましては、あらゆる方策をもって万全の対策を講じております。

さて、全通の半日ストの準備指令を出しました中央郵便局、鉄道郵便局、定員二百名以上の普通郵便局が、もしも計画どおり半日ストを実施いたしましたといいたしますならば、通常郵便物約二千万通、小包約三千万個が運送配達の面で遅延をいたし、また、郵便物の引き受けの面では、通常郵便物約三百万通、小包郵便物約四百万個に支障が生ずるものと推測されるのであります。最も大きな影響を受けるのは東京、大阪等の大都市であることは疑いございません。

次に、電電公社の關係について申し上げますと、全通労働組合では、十七日の始業時から正午まで、東京、大阪の市外電話局をはじめ、全国の主要の事業所でストライキを実施するため準備指令を行なっております。この計画が行なわれることになりますれば、その時間においては、通信は自動通話を除いて多大の影響を受けることになりまします。なお、ストが終了いたしました後も、しばらくの間は通信の錯綜、混乱が起きることも予想されるのであります。

私は、これらの事柄が実行されますならば、国民の日常生活、経済活動の上にきわめて甚大な影響を与えるものとして、非常に憂慮をいたし、遺憾千万に考えております。よつて、かようなストを組合として実行しないように強く要望いたすものでありまして、組合に対しましては嚴重な警告を発しております。電電公社總裁において、組合に対して嚴重な警告をいたしておるのであります。

なお、もし方が一かようなことが実施された場合において、わがほうとしてはどういふことを考えておるか。まず、郵便につきましては、事前に本務者に対して、ストに入る際も業務に従事するように業務命令を発します。そうして、極力郵便業務の運行を確保することにいたしまして、さらに、万一要員の確保が困難であるというような事態が発生したときは、管理者がみずから出て、窓口の事務、運送便等の授受、取り集め等の一部事務をできる限り確保してまいります。さらに、これによつて発生した滞留郵便物の処理につきましては、本務者のほかに、配達に必要な臨時雇いを確保いたしまして、非常勤の従業員をもつてできる限り早急に対応が回復をはかりたいと考えておる次第でございます。

なお、組合の違法な争議行為に対してはどうかということですが、従来も、そのたびに、その行為の態様に従つて、指導者はもちろん、これに参加いたしました者に対しても嚴正な

処分を行なつてきたこととでございます。ただ、今回の半日ストというような事態は全く今までかつて見ざるどころであります。したがつて、かような場合は、従来例にとらわれることなく、最も嚴正な処分を行なうと考えております。(拍手)

また、最後に、郵政及び電電公社の職員は、公共企業体等労働関係法の第十七条によつて争議行為を禁止されておる。したがつて、その行為は、労働組合法第一条第二項にいう正当な組合活動としての刑法上の免責事項は適用されないものであります。したがつて、今度の半日ストライキによつて、郵便法第七十九条または公衆電気通信法第一百条の刑罰規定に触れることとなる者が生ずることは十分予想されるところであります。これが対策につきましても万遺憾なきを期し、嚴正な態度をもつて臨む所存でございます。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣綾部健太郎君登壇〕

○国務大臣(綾部健太郎君) お答え申し上げます。

私は、この想像し得られないようなゼネストのストライキが行なわれた場合の処分につきまして申し上げますが、その以前に、このストが行なわれたならば、いかなる損害、いかなる迷惑を国民に与えるかということ、運輸省關係の職場につきまして御

報告し、かような事態が起こるからして、それに参加した組合員、従業員に對しては厳然たる処罰を行ない、先例等を考えずにやつていくということを申し上げます。

まず、国鉄におきましては、どういふ損害が予想されるかと申し上げますと、列車の休止する本数は五千七百二十三本、これによりまして旅客の迷惑する人、足を奪われる人が六百四十八万人、これは全国でございますが、ことに東京、大阪付近の電車区間におきましては、千五百十三本が運休をし、二百九十一万人がその迷惑を受けるのであります。そこで、合計いたしましたし、列車のとまるのが七千二百三十六本、これによって足を奪われる人間が九百三十九万人と推定されます。また、貨物におきましては、二千七百本が運休となり、これにより運んでおる貨物が二十八万トン減送されます。これは一日の列車回数でございますが、これが、ストが終了いたしましたとしても、旅客輸送が優先的に復旧されますからして、貨物につきましては、数日間この状態が続くべく予想されます。そこで、三十万トンくらいがあとでまた減送されるような状態になるのであります。これによりまして総計六十万トンに達する荷物が停止いたします。その結果、魚、野菜等の生鮮食料品の輸送はもちろん、大都市向けの米の輸送に對しても大きな影響を与えるという

ことは、治安にもつながる問題であると考えまして、まことに遺憾にたえません。

次に、私鉄につきまして申し上げますと、私鉄は、私鉄労組の加盟は八十九社ありますが、一日これがとまりますと、大体六百十万人の旅客が足を奪われるのであります。

私バスは百七十八社ありますが、これによって足を奪われる人は四百七十万人であります。

それから、公営鉄道軌道及び公営バス等におきましては、たいへん影響があります。これは人数にいたしましては、大体八十八万人と、バスが五十万人でございまして、結局百三十三万前後の人が足を奪われるようなことになりまして、ハイヤー、タクシーにつきましては、一日二時間のストをやろうということ、これは十四万人にのぼる人が足を奪われます。

港湾運送につきましては、全日本港湾労働組合傘下の各労組は十七日から二十四時間ストを行なう予定であるが、これが実施された場合は、その影響は、組織化の程度も考慮して述べますれば、次のとおりであります。

関門港及び周辺港は全面的に荷役が不能になります。北海道及び日本海の各港においては六〇％程度の荷役不能が予想されます。東京、横浜、名古屋、四日市、大阪、東北地方の各港、四国地方の各港においては三〇％程度

の荷役不能がある見込みであります。全港湾共関係である検査関係の労組がストに参加いたしますと、京浜、名古屋、大阪、神戸等の主要港において五〇％から七〇％の船が荷役を行なうことができない状態におちいると考えられるのであります。

航空関係につきましては、外航だけというところでございまして、その影響ははつきりいたしません。国際的に非常な信用を落とすことになるかと考えます。

以上申し述べたような大きな影響があり、国民に迷惑を及ぼすからして、先ほど申しましたように、これに携わりました従業員に對しましては、私は、法律の命ずるところに従いまして断固たる処置をとらざるを得ないと考えております。

なお、鉄道営業法の罰則が輕過ぎるじゃないかということの御質問がございましたが、それにつきましては、私もどもいたしましては、鉄道営業法の全面改正をいま検討中でございますから、その結論を待ちたいと思ひます。十七日の結果によりましては、それを待つことなく、速急にその罰則等についても考えざるを得ないと考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕
○国務大臣(田中角榮君) 私の関係の職場は、印刷、造幣、車電等でございす。ストは、国民に多大の影響を及ぼし、世論のきびしい批判を受け、組合員にとりましてはマイナスとなる面が非常に多いこととありますから、組合員各位に強く訴える等いたしましたし、こうした違法のストを回避するたにあらゆる努力を傾けたいと考えます。

しかし、万一ストが行なわれた場合には、遺憾ながら法の規定にのっとりまして断固たる処置をとらざるを得ない、こう考えるのであります。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕
○国務大臣(福田一君) 通産省といたしましては、アルコール専売組合に對しまして、去る七日、違法な争議行為を行なうことのないよう警告を発したところでありましたが、万が一不幸な事態が発生いたしましたときには、嚴重な措置をとる所存であります。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕
○国務大臣(赤城宗徳君) 不幸にして、十七日に半日ストが起こるといふことになりましたと、食糧関係にいたしまして大体一日分おくれる。米等においてもそうでございます。ことに生鮮食料等におきまして、中央卸売市場への入荷は、一日野菜が三千トンでございすが、そのうち、貨車輸送が三百五十トン。くだもの等は一日千二百トンの入荷でございすが、そのうち、貨車輸送が八百トン。魚類は一日千五百トンでございすが、貨車輸送が九百トン。これが半日ストということに

なりますと、野菜において約三百トン、くだものにおいて百六十トンくらいの入荷が減るといふ見込みでございす。

また、私どもの農林省関係としては、全林野労組があるのでございすが、これがストに参加するというふうな計画をいたしておることは、まことに遺憾でございます。私どもといたしましては、その中止を強く要望しておるとともに、きびしく警告を発しておるのでございすけれども、万が一このやうな例のない大規模な争議行為が実施され、それに参加する場合におきましては、当然これに對応して厳正な態度で行政処分を行なうと考えてございす。(拍手)

〔国務大臣賀屋興宣君登壇〕
○国務大臣(賀屋興宣君) 公共企業体の職員がストを禁止されておりますことは、法律の明文にあるとおりでございます。まして、関係各大臣より説明がございましたように、単に法律によつて禁止されておるのみならず、その實際上の公共の福祉に及ぼす影響はきわめて甚大でありますので、これに關しまして厳正なる法規の適用をいたしたいと考えておるのでございす。ストライキに際しまして、あるいはこれに關連して、またこれに藉口いたしまして、いやしくも刑罰法令に觸れる行為がありました場合は徹底的に司法権の発動をいたす所存でございす。(拍手)たと

えば、先刻郵政大臣の申されました郵便法第七十九条、公衆電気通信法第百十条、これらの適用につきましても厳正なる適用をいたす、かような考えでござります。(拍手)

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) ます、国家公安委員長の立場からお答えいたします。

公労法第十七条違反の争議行為に關連して、刑法、郵便法、公衆電気通信法その他の法令の刑罰規定に該当する悪質なものに対しては、それらの罰則を適用すべきであり、また、公安上の問題に対しては万全の措置をとるべきであるがどうかという御質問でござります。公労協は四月十七日に半日ストライキを実施する、さらに、政府当局が誠意ある態度を示さない限り、再度四月二十八日ごろ、またストライキを反復して戦うという宣言を発して、傘下各組合ともその準備を進めておるようでありますが、三公社五現業などの職員は公労法第十七条によつて一切の争議行為を禁止されております。総理大臣が申しましたとおりでござります。したがつて、このような違法な争議行為は、正当な労働運動として刑事上の保護を受けるものでないことは明白であると考えております。(拍手)したがつて、この違法な争議そのものには罰則規定がありませんが、これに關連して、刑法

あるいは郵便法、公衆電気通信法などの罰則に觸れるような行為があれば、各罰則規定を厳格に適用していきたいと考えております。

また、今回の争議行為の対象となつております企業が、国民の日常生活に密接し、かつ、重要な役割を持つ高度の公共性を有するものでありますので、警察といたしましては、争議に伴う治安上の問題について、関係機関と密接な連絡のもとに万全の体制で臨み、違法事態の予防、鎮圧、犯罪の検査を行なうとともに、混乱や社会不安に伴う不測の事態などにも措置を講じて、全力を尽くして警察の責務の遂行に当たらせたいと考えております。

(拍手)

次に、自治行政を担当する者としてしまして、まず、この争議が違法であることを末端まで御理解願う措置を講じたいと考えております。また、講じつつあります。この争議に参加をやめさせていたいただきたいのでござります。事実、うわさのとおり半日ストが行なわれたら、公営企業のうち、交通関係をとつてみましても、東京では二十万ないし三十万人の人が足を奪われ、大阪市でも十五万ないし二十万人の市民が迷惑をするのであります。したがつて、重ね重ねの御注意にもかかわらず、あえて違法行為に出来る職員に對しては、法の命ずるところによつて懲戒処分を厳正に行なうとともに、場

合によつては、真に涙をのんで解雇処分を行なうこともあり得ると考えております次第でござります。(拍手)

公労協の闘争に関する緊急質問

(多賀谷貞穂君提出)

○議長(船田中君) 次に、多賀谷貞穂君提出、公労協の闘争に関する緊急質問を許可いたします。多賀谷貞穂君。

〔多賀谷貞穂君登壇〕

○多賀谷貞穂君 私は、日本社会党を代表して、今次公労協の闘争に關し、政府の所信をたださんとするものであります。

ただいま、自民党議員の質問並びに総理をはじめとする政府の答弁を聞いておりますと、問題の本質を把握せずして、労働問題としてよりも治安問題として労働者の責任追及に終始し、何ら解決の方向に向かつていないことはきわめて遺憾であります。(拍手)森山議員は外交官出身であるのに、きわめて偏狭な考え方をもち、国際会議における日本の立場がますます苦しくなるような質問をなされるのか、全く理解に苦しむのであります。(拍手)

一体、公労法が制定されて以来、その運用は法の趣旨に沿つて行なわれてきたかどうか、検討をしてみる必要があると思ふのであります。公労法は、労働組合の団交権を明記してあります。しかし、実質上団体交渉権にふさわしい交渉がはたして行なわれたかど

うか。すなわち、公社当局には団体交渉の当事者能力が欠除しているのではありません。いま労働組合のベースアップ要求に對し、百円でもみずからの判断と権限において上げ得る能力のある総裁が一人でもおりますか。(拍手)総裁といえども、百円のベースアップを受諾する権限が全然ないのであります。

政府は、公労法最初の国鉄の賃金値上げの仲裁裁定さえも履行せず、逆に、予算上資金上不可能な支出の解釈をめぐつて訴訟をしておるではありませんか。これにこりた政府・大蔵省は、予算総則に給与総額なるものを設け、公社並びに所管大臣の判断では給与に移流できないようにしたのであります。そこで公社が、給与総額内でささやかな基準内ベース改定を行なつたところ、これが大蔵省のげきりんに觸れ、やみ給与と称して、逆に基準内給与額と基準外給与の額のワクを設定し、公社並びに所管大臣では相互の流用ができず、ここに公社当局は全く団体交渉の当事者能力を喪失するに至つたのであります。(拍手)この再度にわたる給与額の設定を行ない、公社から団体交渉権を奪ひ、公労法を骨抜きにした元凶は、ほかならぬ、時の大蔵大臣池田勇人その人であります。

(拍手)

賃金ベースアップの交渉が、一体一回でも団体交渉で解決した事例があり

ますか。あつたら、例をお示し願ひたい。

最近この形式的団交すら踏まない問題が起つております。いま本院で審議されておる、電話交換手の首切り法案といわれる電話自動化に伴う退職者に対する特別措置法案がこれでありま

す。退職手当の額の決定は、当然労使対等で団体交渉によつて行なうべきであるにかかわらず、法律によつて強行するといふ態度は、労働者の権利を無視した一方的措置といわなければなりません。(拍手)

かように、実質的にも形式的にも公労法をじゅうりんしてきた政府・自民党が、一体法の順守を説く資格がありやと反問いたしたのであります。

(拍手)まず、この点に對する総理並びに関係大臣の御答弁を承りたい。

私は、この際、公労法七条そのものについて所見を述べてみたいと思ひます。

公企体の労働者のストライキ禁止の根拠として、その事業の社会性、公共性、独占性があげられておりますが、一体国鉄と私鉄はどこがどう違ふか、電電公社と国際電信電話株式会社とはどこが違ふか、争議権禁止に對する区別の根拠を発見することはなほ困難であります。たゞこ専売も、単なる財政的理由から公社になつてゐるにすぎないのであります。固有あるいは公有企業なるがゆゑに争議権を剝奪して

いる国が一体どこにありますか。英国は、炭鉄、運輸、電力、ガス等を国有にしてあります。フランスは、石炭、電気、ガス、印刷は公社であります。しかし、みな労働者は争議権を持つておるのであります。現にこの四月十六日、英国の全通の組合は、二十四時間ストライキを決行しようとしておるではありませんか。かかるがゆえに、ILO結社の自由委員会は、第五十四次報告において、ストライキ権の制限について、関連法規の上で、すべての公有企業を一律に取り扱うことは適当とは考えられないと日本政府に注意を喚起しておるではありませんか。

(拍手)

さらに、私は、現在の公労法の規定が、大正十五年、あの悪名高き治安警察法第十七条削除と同時に、若槻内閣によって提案されました労働争議調停法よりも後退しているという事実を指摘したいのであります。

当時、政府は、労働争議が、近代産業組織において避くべからざるものなる以上、同盟罷業の誘惑、扇動もまたやむを得ざるものとせざるべからずとして労働争議調停法を提出したのであります。天皇の官吏として官吏職務規律の適用を受ける者は、もちろん、ストライキはできませんでしたが、鉄道、船舶、郵便、電信電話、水道、ガス、電気、さらに陸海軍の直営の兵器艦船製造事業について

も、争議行為は禁止されておらず、これらの企業は、職權調停の制度があつたにすぎないのであります。しかも、その間すらも争議行為は制限を受けていないのであります。専売局のたばこ工場や印刷局の工場のごときは、職權調停の対象にもなっていないのであります。もちろん、治安維持法、暴力行為等処罰法、警察犯処罰令等によって処罰、弾圧をしてみましたけれども、それは思想犯として、治安対策として続けられてきたのであります。しかし、社会立法として、労働立法の体系として、ストライキそのものは何らの禁止規定なく、陸海軍の工廠の労働者といえども、争議行為は許されておつたのであります。労働者の諸権利を保障するといふ高度の憲法を持つわが国において、四十年前の法律より後退している公労法十七条の存在は、断じて容認できないところでありま

す。

(拍手)

公衆の福祉論は、公衆の便宜と取り違えた議論であり、現行労働法第八條の公益事業と同様に取り扱うべきであります。公労法十七條の削除について、総理の所見を承り、あわせて、戦前の労働立法について、かつて内務省社会局におられた大橋労働大臣より、現行法との比較について答弁を求めたいのであります。

政府は、昨年三月十五日の最高裁判決をたてにとつて、公労協の争議に対して、解雇、懲戒等の民事責任はもちろ

ん、刑事責任も追及したいと考えられておるようですが、争議に付帯したいろいろな事件ではなく、争議行為そのものが各事業法違反として刑事責任を追及されるということは、争議そのものが悪であり、犯罪であるという思想に立脚するものであつて、憲法違反はもちろ、二十世紀の解釈としては、許し得ないものであります。

(拍手)

ゆえに、ILO条約百五号は、強制労働の廃止に関する条約として、同盟罷業に参加したことに對する制裁としての強制労働、すなわち刑事罰を禁止しているものであります。(拍手)しかも、この条約は、ILO八十七号条約と同様に、きわめて重要な条約として、すでに六十五カ国が批准をいたしておるのであります。政府並びに最高裁の解釈がいかに国際的に通用しない理論であるかは、明々白々でございます。

(拍手)

一体、日本政府は、ILO結社の自由委員会が、六十四次報告F項において、八十七号条約批准まで、条約に含まれている諸原則に逆行するようない切の措置をとることを避け、特に労働組合活動を理由とする一切の逮捕、解雇あるいは懲戒を避けるよう努力することを日本政府に要請すると述べておるのであります。もし今次の公労協の争議において多くの処罰者を出した場合、政府はILOでいかなる弁明をするつもりであるか、お聞かせ願ひたいのであります。

(拍手)

OECDの労働組合諮問委員会では非難をされないと考えられておるかどうか、あわせて御答弁を願ひたい。

今次の春闘は、高度成長政策といつても一向生活が向上せず、かえつて物価騰貴によつて苦しんでいる労働者のやむを得ない闘争であります。ことに国鉄労働者のごときは、安全装置の不備と過密ダイヤからくる事故の危険を、自己の注意力喚起のみにたよつて全責任を負つて働いておるのであります。その働いておるのに何らの報いもないで、やれ賃金抑制の統一見解であるとか、闘争宣言に對する警告であるとか、全く本質的解決には努力せずして、ただただ警告行政のみに終始してきた政府並びに公社に對する憤激は、闘争にこそその拍車をかけておるのであります。

(拍手)

また、国鉄には鉄道公安官という警察官がおります。昭和二十五年、鉄道公安職員の職務に関する法律を制定する際に、運輸省は法務委員の諸君のところに日参して、当車列車内に起こつた特殊の犯罪の捜査に當たるための司法警察職員の権限を付与する法律を、議員立法としてぜひ提出してもらいたいと懇願したのであります。その際に、労働運動には介入しないことを条件として法律を制定いたしましたところ、現実には、今日見られるように、労働紛争には必ず姿をあらわし、逆ビ

を与え、当局に団体交渉の実質的な権限と責任を持たす以外に方法はないと信ずるのであります。

差し迫った十七日の争議は、一方的警告行政では片づきません。半日ストが国民の多くの迷惑をかけることは、はなはだ遺憾に存じます。一体、民間会社であるならば、かような場合どう対処するでありましょう。政府が真に解決をしようとするならば、公労法本来の精神に返り、政府はまず財源措置について国会に所定の手続をすることを確認し、公社をして組合の要求を大幅にいれ得る自主的権限を与え、団交によるか、調停委員会に公社側の意思表示を行なうかは別として、要はベアスアップの労働協約を締結し、裁定によらないで、公労法最初の協定締結として解決することが最も妥当であると信じます。(拍手)これは全く池田総理の決意いかんであると思います。あなたは、公労法運用については財政面における専門家であります。あなたは、総理として、公労法の精神どおりこれを行ない、問題を解決すべきであると考えてるが、どうお考えになっておるか。

以上、これらに対する総理並びに係大臣の所見を承り、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

御議論を聞いておりますと、あるときは立法の精神を知らぬとか、あるいは歴史の流れに沿わぬと言っておられますが、それより前に、法を守るといふ気持ちを持ってもらいたい。(拍手)われわれは絶対に法は守らなければなりません。(拍手)そうして、歴史の流れとおっしゃるが、歴史の流れもさることながら、わが国の労働争議の現実をどうにかならないといけません。私は、法を無視し、国民に迷惑を与え、現実を否定する考え方は絶対に許せんと思います。(拍手)

公労法の適用につきましていろいろ御議論がございました。もちろん、昭和二十八年代におきましては、予算上、資金上の問題で、議会の承認を得て仲裁裁定に沿わなかった場合もございました。それはそのときの国の現状で、国会の承認を得ております。しこうして昭和三十一年から後は、われわれは仲裁裁定を信頼し、これによっておこなうことは御承知のとおりでございます。あくまでも、われわれは三公社五現業の法律並びに予算を守っていくのであります。その法律が正しいか悪いかという問題は、現実の争議を防止する問題とは違っております。(拍手)われわれは、いま立法論をここで議論しようとは思いません。法を守るという前提に立っていかねばならぬことは、法治国民として当然のことであるのであります。(拍手)な

お同様に、私は、公労法十七条規定違反行為は、昨年の最高裁の判決にあるがごとく、これは刑事免責のものにはならない、労働組合法一条二項というものは十七条違反につきましては適用しないということは、法律並びに最高裁がはつきりしておるじゃありませんか。これを否定するということは許せないでございます。われわれは、こいういう意味におきまして、今回のゼネスト的争議ができるだけ行なわれないうちに極力努力いたします。しかし、あなたが、いま、総理が財政法上の措置をとればこれはやめられると言ふのなら、まずあなたの方のおっしゃる、調停中に争議をやることをおやめになることが前提でございましょう。私はそれをもってお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣大橋武夫君登壇〕

○国務大臣(大橋武夫君) 最初に、公

営企業の争議権の問題についての御質問でございましたが、現行公労法は、公共企業体などの持つております高度の公共性にかんがみまして、すなわち、ILOの第五十四次報告に申しておりますところの、その業務の中断が公共の困難を惹起するがゆえに真に必要不可欠な企業であるという、この点からストライキを禁止いたしておるものでございまして、これは憲法に違反してはいないことはしばしば申されておるとおりであります。しかし、わが

国におきましては、公労法の適用を受ける三公社五現業以外にも数多くの公社、公庫、公団、事業団などの公有企業が存在いたし、これらの公有企業も公共の福祉と密接な関係を持つものであります。民間企業と同様にストライキは禁止してないのであります。すなわち、わが国においては、公共性を有する公有企業のうちで、特に高度の公共性を有する三公社五現業についてのみ公労法においてストライキを禁止いたしておるものでございまして、その業務の中断が公共の困難を惹起するがゆえに真に必要不可欠の企業と、そうでない企業を法律上区別して取り扱っているものではないのであります。ですから、五十四次報告に述べられております結社の自由委員会の見解は、わが国においては直ちに当てはまらないものと考へておると御承知をいただきましたのであります。

次に、公労法十七条は、戦前の労働争議調停法に比べてかえって劣っているではないかという御質問でございまして、戦前の労働争議調停法は、鉄道、軌道等の運輸事業、郵便、電信、電話、水道、ガス等、公衆の日常生活に直接関係のある事業における労働争議につきましては調停委員会が設けられることを規定していたのであります。が、これらの事業については、現在も労働関係調整法におきまして、争議行為の予告制度、労働委員会における優

先取り扱いの制度等が定められており、かかる事業における争議を早期に解決し、公衆の日常生活に対する影響を最小限度に食い止めようとする考え方には、いささかも変わりはないのでございます。しかし、労働争議調停法においては、特にストライキの禁止規定は書いてございせんが、戦前におきましては、憲法その他の法令上、労働者の争議権を保障する規定に存しなかつたのでございます。したがって、憲法二十八条で労働者の団結権、団体交渉その他の団体行動権が保障されておる現在の法制と、戦前のこれらの法律の規定とを比較いたすということとは、全く無意味であるといわなければならないと思ふのでございます。(拍手)現行法におきましては、公衆事業に従事する労働者は一般に争議権を有しておりますが、ただ三公社五現業の職員については、これらの職員が、憲法十五条にいう国民全体の奉仕者である国家公務員ないし国家公務員ではないが、なお法令により公務に従事するものとみなされるものであります。いずれも高度の公共性を有する事業に従事するものでございまして、これらの職員の地位の特殊性及び従事する業務の公共性からして争議行為が禁止されておるのでございまして、その合憲性は、つとに最高裁の判例によつても明らかなのでございます。これらの法制が、戦前の労働争議調停法に劣るとい

うようなことは、私は考えられないと思うのでございます。

次に、昨年十一月のILO理事会の勧告F項についての御質問でございます。F項は、日本政府が、ILO八十号条約を批准する以前においては、争議行為を理由とした解雇などを行なわないように希望しておることは事実であります。しかし、この勧告を受けました当時において、日本政府は、これらの規定は、現実の労働事情に即して、国民の福祉のために制定されました日本の国内法であつて、この国内法の適用を制限する意思は全くないということを明らかに申し入れてあることを御承知いただきたいのであります。

(拍手)

今日のこの違法ストライキでございますが、争議権が制限され、そうして公労法において所定の手続が定められておるのでございますから、このストライキというものは、この問題を解決する手段でないということは明白でございます。むしろ、問題の解決をいねがう立場から申しますと、ストによつて多数の国民に迷惑をかけ、国民の反感を招くということは、かえつて要求の獲得に対して不利な情勢をみずからつくり上げるということを意味するのでございます。(拍手)私は、労働大臣といたしまして、真にわが国労働者の利益を守りますためには、違法のストライキをやめさせることが絶対に必要で

あり、しばしばこの意味において警告を発しておるのでございまして、私は、関係労働者諸君をおどかすということではなく、真に労働者諸君を愛し、労働者諸君の利益を守るために、このたびの違法ストをぜひやめていただきたいとお願ひ申し上げておる次第なのでございます。(拍手)

〔国務大臣(賀屋興宣君)登壇〕

○国務大臣(賀屋興宣君) 今回のストに際しまして起こりました行為につき、刑罰法令を適用すると申しますのは、法の禁止せざるものにおいて適用するということではございません。また、法が禁止しておりまして、刑罰法令に触れないものに適用するという意味もさらさらないのでございまして、争議の際に起こりました違法行為につきまして刑罰法令を適用するということでございます。

ただいま総理大臣よりお答えがございましたように、公労法十七条は、最高裁の判決におきましても承認せられた正しき立法でございまして、これにつきましては、あるいは労働組合法一条二項の、いわゆる刑事免責規定の適用がある旨の御趣旨でございますが、その適用がないことは明らかでございます。総理大臣のお答えのように、昭和三十三年三月十五日の最高裁第二小法廷の判決におきまして明らか

また、公労法十七条が不当なる法律であるから、これを無視してもいいかのごときお説があつたようでございますが、かくのごとき、公労法十七条は憲法の解釈上も合法的のものでございまして、また、先刻、各関係大臣や、ただいま労働大臣の説明のごとき、これはわが国の公共の福祉の維持においても絶対に必要な法令でございます。

この現行法が厳然としてありますものに対して、これを無視するがごとき考へ方は、私は穩やかならぬものと考え、反対でございます。(拍手)

〔国務大臣(古池信三君)登壇〕

○国務大臣(古池信三君) お答え申し上げます。

公共企業体等の職員の退職を理由として支給される給付につきましては、国家公務員等退職手当法に定められてある退職手当以外に、実質的に退職手当に該当するものは、その名目が異なつたといつたとしても、これを支給し得ないものと解すべきであります。したがつて、かかる退職給付につきましては、労働協約において団体交渉によつて労働協約を締結したといつたとしても、これを有効に実施することはできないものと解されるのであつて、御指摘の特別給付金につきましても、私も職員の利益を十分に考へて、法律案として今回国会に提出し、御審議を願つておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(綾部健太郎君)登壇〕

○国務大臣(綾部健太郎君) お答えいたします。

鉄道公安職員が不当介入をしたではないかというが、鉄道公安職員は、いまだかつて不当介入をした事実はありません。御承知のように、公安職員の任務は、日本国有鉄道構内における施設の秩序の維持、旅客の安全、また、荷主の保護等を任務といたしておりますからして、それらのことが不法行為によつて妨害せられない限り、鉄道の公安職員は介入はいたしません。それは労働組合員であるといふことを問はず、鉄道の公安職員の任務は、ただいま私が申し上げたばかりにやつておる事実はありませんから、さよう御了承願ひます。(拍手)

(拍手)

日程第一 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律

公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。」

第九条の見出しを「(目的区分)」に改め、同条第一項中「及び節」を削る。

第十四条第二項中「又は各節」及び「又は節の間」を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「又は節」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「又は各節」を削る。

第十七条中「七月三十一日」を「五月三十一日」に改める。

第十八条第一項中「作製」の下に「当該財務諸表に関する監事の意見を附して」を加える。

第十九条第一項中「作製」の下に「当該決算報告書に関する監事の意見を附し、かつ」を加える。

第二十条中「前条第一項」を「同条第一項」に改める。

第二十一条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十二條及び第二十三條を削り、第二十四條を第二十二條とし、第二十五條を第二十三條とする。

昭和三十九年四月十日 衆議院會議録第二十三号 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案 予防接種法の一部を改正する法律案

六六八

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第九条、第十四条、第十五条及び第十六条の規定は、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 昭和三十七年度及び昭和三十八年度の決算並びに昭和三十九年度の予算（固定資産の取得に要する金額の限度額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「国会の議決を経た金額の範囲内」を削る。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

4 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「国会の議決を経た金額の範囲内」を削る。

理 由

公庫の業務の能率的かつ適正な執行に資するため、支出予算の節の区分を廃止するとともに、公庫が作成する財務諸表等の大蔵大臣への提出手続を整備する等の必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 ただいま議題となりました公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、各公庫の予算及び決算事務の執行状況等に顧み、その簡素合理化をはかることにも、行政管理庁の勧告をも取り入れて、所要の改正を行なうとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

法案の概要を申し上げますと、公庫の支出予算の区分のうち、節の区分を廃止すること、支払い計画に対する大蔵大臣の承認規定を削除すること、支出予算の繰り越し制度を廃止すること、固定資産取得費の限度額を予算総則事項から削除すること、決算の完結期を現行の七月三十一日から五月三十一日に改めること、公庫が大蔵大臣に提出する財務諸表及び決算報告書には、監事の意見を付さねばならないこと等を内容とするものであります。

本案につきましては、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の資金需要と貸し付け規模、貸し付け金利、各公庫予算の弾力的運営、職員給与等について質疑が行なわれました。

なお、本案の審議に関連し、先般、当委員会における輪銀法改正に関する審議の過程において提起されました公庫、公団等、政府関係機関のあり方についての問題に關し、山村國務大臣より、これら特殊法人の名称、資本金、役員の任命、監督、報酬等の問題について、外国の例をその他を調べて、目下検討中である旨の発言がございました。これに対し、委員長発言として、次の通常国会あたりに法案の改正等が間に合うよう要望いたしておきました。

本案は、昨四月九日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（田中伊三次君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（田中伊三次君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（田中伊三次君） 日程第二、予防接種法の一部を改正する法律案を議題といたします。

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月二十五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

予防接種法の一部を改正する法律

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 急性灰白髄炎の予防接種は、生後三月から生後十八月に至る期間を定期として、その定期において、行なう。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際生後三月から生後十八月までの間にある者については、この法律による改正後の第十四条の定期は、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から昭和四十年三月三十一日までの期間とする。この法律の施行の際生後十八月から生後三十九月までの間にある者（この法律による改正前の第十四条第一号又は第二号の予防接種を受けた者及び当該各号の期間を経過した者及び同条第二号の予防接種を受けた者を除く。）についても、同様とする。

3 前項に規定する者であつて、この法律の施行前に、厚生省令で定める急性灰白髄炎の予防接種を受けたことがあるものは、厚生省令の定めるところにより、この法律による改正後の第十四条の予防接種を受けたものとみなす。

○副議長（田中伊三次君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田口長治郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

六六九

[illegible]

3	その他の諸費	人口	一人につき	八〇五〇
7	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき 三四二、〇〇〇	九五〇〇
8	特定債償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	二五〇〇
9	刃地対策事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇

市部人口	一人につき	二九四〇〇
人口	一人につき	七八〇〇
人口	一人につき	一一二〇〇
人口	一人につき	三四五〇〇
失業者数	一人につき	三七、一〇〇〇〇
農家数	一戸につき	三、三六〇〇〇
商工業の従業者数	一人につき	二八四〇〇〇
林業、水産業及び 鉱業の従業者数	一人につき	二、〇七〇〇〇
市町村税の税額	千円につき	一二五〇〇
本籍人口	一人につき	五〇〇〇
世帯数	一世帯につき	一九九〇〇

一九九〇	五〇〇〇	一二五〇	二〇七〇	二八四〇	三三六〇	二七、一〇〇〇	三四五〇	一一二〇	七八〇〇	二九四〇
------	------	------	------	------	------	---------	------	------	------	------

3	その他の諸費	人口	一人につき	八〇五〇〇
7	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき 三四二、〇〇〇	九五〇〇〇〇
8	特定償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
9	刃地対策事業償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

一人につき	八〇五〇〇
一平方キロメートルにつき	三四二、〇〇〇
千円につき	九五〇〇〇
千円につき	二五〇〇〇
千円につき	五七〇〇〇

「贊成者起立」

六七

昭和三十三年四月十日 衆議院會議録第二十三号 林業基本法案についての赤城農林大臣の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

林業基本法案(内閣提出)及び森林基本法案(川俣清音君外十二名提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、林業基本法案、及び川俣清音君外十二名提出、森林基本法案の趣旨の説明を順次求めます。まず、農林大臣赤城宗徳君。

【國務大臣赤城宗徳君登壇】

○國務大臣(赤城宗徳君) 林業基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の林業は、今日まで、木材その他の林産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等、国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してまいりました。

しかるに、近時、わが国経済の発展に伴いまして、林業をめぐって大きな情勢の変化が見られるのであります。すなわち、木材需要の増大、開放経済体制下における外材輸入の増加等、木材供給構造の変化が生じ、また農山村からの労働力の流出が顕著となる等の趨勢がこれでありまゝ。申すまでもなく、林業は、本来、生産期間がきわめて長いこと等、他産業に比べて不利な自然的条件を有するばかりではなく、

林業経営の大部分が零細規模であること、林業経営者の経営意欲が一般的に低調であること等の脆弱性を有しております。

これらを克服して、諸情勢の変化に対応し、林業の総生産を増大させ、他産業との格差が是正されるように生産性を向上させるとともに、林業従事者の所得を増大させることにより、林業の安定的な発展をはかることが強く要請されているのであります。

その要請にこたえるには、従来の資源政策を基調とした林業政策のみでは十分ではありません。さらに、新たな角度から、産業としての林業の振興に關する基本的な政策の目標を明らかにし、これに基づいて諸般の施策を講じていくことが必要であります。このことは、林業のなにより重要な使命にこたえと同時に、国民経済の発展と国民生活の向上を念願する国民の期待にこたえるゆえんであらうと考えるものであります。これがこの法案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、この法案の主要な内容につきまして御説明いたします。

まず、第一章総則について申し上げます。第一に、以上申し述べましたような趣旨を明らかにして、この法律の目的を規定しております。次いで、国の林業に關する政策の目標は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即

応して、林業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、次の事項の実現をはかることにあるものとしております。すなわち、林業総生産の増大を期するとともに、他産業との格差が是正されるように林業の生産性を向上することを旨として林業の安定的な発展をはかり、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的、社会的地位の向上に資することがこれでありまゝ。

第二に、この目標を達成するため、国は、林業に關する政策全般にわたつて必要な施策を総合的に講じなければならぬこととしております。それらは、一、林野の林業の利用の高度化、二、林業構造の改善、三、林業技術の向上、四、林産物の需給及び価格の安定と流通及び加工の合理化、五、近代的な林業経営の担当者及び技術者の養成確保、六、林業労働に従事する者の養成確保及び福祉の向上の六項目として明らかにしております。そして、これらについての施策が、画一的でなく、地域の自然的、経済的、社会的諸条件を十分考慮し、きめこまかく行なわれるべきものとしております。

また、これら諸施策を講ずるにあつては、林業従事者等の自主的な努力を助長することを旨とすべきものとしております。さらに、政府は、これら諸施策を実施するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じ、かつ、必

要な資金の融通の適正円滑化をはからなければならないこととしております。

第三に、国有林野事業につきましても、最近の社会経済情勢の推移に即応して、林業政策上適確な位置づけを行なうこととしております。すなわち、国は、諸施策を講ずるにあつては、事業の企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、その適切な運営を通じて、重要な林産物の需給及び価格の安定に貢獻し、林業総生産の増大に寄与し、林業構造の改善のための積極的活用をはかるようにするものとしております。

その場合、国土の保全その他公益的機能の確保とともに、農業構造の改善その他産業の振興または住民の福祉の向上のための積極的活用をはかるようにつとめるものとしております。

第四に、政府は、毎年国会に、林業の動向及び国が林業に關して講じた施策に關する報告並びにその報告にかかるとする林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないこととしております。

以上が、第一章総則のおもな内容でございます。第二章から第四章までにおきましては、林業生産の増進及び林業構造の改善、林産物の需給及び価格の安定等並びに林業従事者について、必要な施策の方針をそれぞれ明らかにすることとしております。

すなわち、林業生産の増進及び林業構造の改善に關する第二章におきましては、第一に、林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に關する長期の見通しを立てることとしております。次いで、この見通しを參照して、林業の総生産の増大と生産性の向上をはかるよう、林野利用の高度化、林業技術の向上等、林業生産に關する施策を講ずべきこととしております。

第二に、林業構造の改善をはかるため、林業経営の規模等による経営形態の差異を考慮して、必要な施策を講ずるとともに、小規模林業経営についてその規模の拡大をはかることとしております。また、林業生産を合理化し、林業経営の発展に資するよう生産行程についての協業を助長することとしております。さらに、以上の施策を総合的かつ効率的に遂行するため、林業構造改善事業を推進することとしているのであります。

林産物の需給及び価格の安定等に關する第三章におきましては、重要な林産物について国内生産を円滑化し、外材輸入にも期待しまして、その需給及び価格の安定をはかることとしております。また、林産物の流通及び加工の合理化をはかるため必要な施策を講ずることとしております。

林業従事者に關する第四章におきましては、近代的な林業経営の担当者または技術者たるにふさわしい者の養成

確保と、林業労働に従事する者の養成確保及び福祉の向上をはかるため必要な施策を講ずることとしております。

次に、第五章におきましては、林業行政に関する組織の整備及び運営の改善と林業団体の整備についての方針を述べております。

最後に、第六章におきましては、総理府に林政審議会を設置することとし、その組織等につき必要な事項を定めております。なお、林政審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じこの法律の施行に関する重要事項を調査、審議するものであります。

林業基本法案の主要な内容は、以上のとおりでございます。このようにこの法律の目的は今後の林業の向かうべき道を示すことにありますので、これに基づき具体的な施策につきまして、この法案の趣旨により、とりあえず本年度においてもその一部について措置することとするほか、今後にわたって、法制上、予算上等の措置を講じていく所存であります。

以上をもちまして、林業基本法案の趣旨説明といたす次第でございます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 提出者川俣清君。

〔川俣清君登壇〕

○川俣清君 私は、日本社会党を代表いたしまして、森林基本法案について、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

現在わが国の山林原野は、国土総面積の約六七割を占めております。これを有効かつ高度に開発することによりまして国民経済の発展と国民の福祉の増進に寄与することは、国の重要な責務であります。

ところが、現状をながめてみますと、山林原野の三分の一を占める国有林は特権的支配を受け、健全な経営が行なわれず、地元住民の利用が阻害されております。地方公共団体の所有する公有林は、地方財政窮乏のしわ寄せを受けて、過伐や乱伐におちいり、粗放な状態に放任されております。私有林はどうかといいますと、山林所有者の大部分は零細山持ちで、その過小経営と資本不足のためにその山林を有効に利用できず、他方少数の大地主は地元住民の利用から隔離された大山林を独占しておりますが、多くの場合その経営がきわめて粗放かつ前近代代的であります。すなわち、国有、公有、私有いずれの場合も、森林の所有権がすべてに優先して過度に重視され、その基盤の上にきわめて不適正な財産保持的な性格の濃い経営が行なわれております。このため林業生産の発展が妨げられ、木材需要の増大に対して供給が伴わず、木材価格が高騰し、しかも

その価格の多くの部分が地代として山林所有者の不勞所得に吸収され、他方では林業労働者、山村農民、及び中小産業者の所得水準は著しい低水準に押えられております。山村における産業の発展が停滞し、山村と他の地域との経済的格差がますます拡大している根本的な原因はここにあります。このような事態を根本的に改めるため、森林に関する新しい政策の目標と原則を示すというのが、この法律案の骨子であり、提案の理由であります。

次に、その内容であります。第一に、私どもは、国土は、国民に与えられた天然の資源として、何人もこれを公共の利益に合致するように最高度利用しなければならぬという義務をになつておると確信するものであります。そこで、まず全国土を科学的に調査し、合理的な土地利用区分と土地利用計画を定めるべきであるというのが私どもの主張であります。このためには、国土高度利用促進法という法律の立法化が必要となるわけであり、こうして、農業に利用すべき土地の区分と、林業に利用すべき土地の区分が明確になった上で、農業適地においてはわが党の農業基本法を実施し、林業適地においてはこの森林基本法を実施する、こうして国土の開発と高度利用を行なうということ、これがこの法律案の前提となる根本理念であります。したがって、この根本理念を貫く

ためには、土地に関する所有権、利用権等の権利関係にも、それに応じた改革を加えなければならないというのが私どもの立場であります。第二は、森林というものの機能をどう考えるかということであり、森林の機能は、一つは国土を保全して災害を防止するとともに、さらに積極的な水源を涵養し、国民の保健、福祉を増進することにあります。これを森林の公益的機能と呼ぶことができると考えます。もう一つは、産業としての林業の生産力を高めて木材等の林産物の供給を安定的に拡大し、林業従事者の所得と生活の向上をはかり、もつて国民経済に奉仕し貢献することにあります。これを森林の経済的機能と呼ぶことができると考えます。この二つの機能はともに重要な機能であります。中でも前者の機能をまず十分に発揮せしめ、その前提の上に立つて後者の機能をも十分に発揮せしめることが、この法律案の目的とところであります。この法律案の第一条においてこの目標を規定いたしております。最近自民党政府の林業政策が、ややもすると森林の公益的機能を軽視し、経済的機能だけを重視しようとする傾向が顕著に見えることはまことに危険な傾向といわなければなりません。第三は、林政の計画性の問題であります。ただいま申しました森林の公益的機能と経済的機能を効果的に発揮せしめるには、国及び地方公共団体の行なう林政の施策が具体的にそれに即した事項に向けられなければならない。これを規定しているのが第二条、第三条、第四条であります。そして第五条では、政府が、林政審議会の意見を聞いて、森林資源及び林業に関する長期の見通しを立て、これに即して十年を一期とする林政基本計画を樹立し、国会に提出するということを規定いたしております。第六条では政府の実施した施策の結果の年次報告、及び基本計画に基づいて政府がこれから講じようとする施策の年次計画を作成して国会へ提出すべきことを規定いたしております。

また、第十五条では、第五条の林政全般にわたる基本計画とは別に、現在も行なわれている森林計画制度を強化改善して、個別の森林の所有者または森林にかかると使用収益の権利を有する者の森林施策を森林計画に基づかせることを規定いたしておりますが、この場合も、各個別の林業者は森林の公益的機能と経済的機能を十分に発揮させるように施策する責任を負うことは当然のこととあります。この責任が効果的に果たされるように、第十五条第二項では、林業者、林業労働者、地方公共団体の長、学識経験者の代表で構成する地域林業協議会を設けてその意見を十分に反映させるということを規定しているのがあります。

昭和三十九年四月十日 衆議院會議録第二十三号 森林基本法案についての川俣清君の趣旨説明

第四は、国有林のあり方であり、森林の二つの機能を効果的に発揮せしめるに際し、国有林の果たすべき役割、任務が特に大きいことは申すまでもありません。そこで私どもの基本法案では、第八条から第十三条にわたって国有林野事業のあり方について規定いたしております。

まず、第八条では、国有林の存在目的について規定し、そして第九条では、この国有林の存在目的を果たすために国が経営することが必要な森林、あるいは国が経営することが適当な森林を国が買い入れて国有林に組み込むことを規定いたしております。こうして

て国の林政の基幹となる国有林野を十分に確保しなければならないと規定いたしましたのであります。その反面、第十条では、国有林野事業の使命の達成に支障を及ぼさない範囲内において、地元、林業者の林業経営の規模拡大に資するよう、林業者の共同組織等に国有林野のうちの適当なところを民主的に使用させることを規定いたしております。また第二十一条では、農牧林混合経営の発展を助長するため、国有林及び民有林のうちの農用経営地として適地である土地が、農林業者及びその共同組織によって取得あるいは使用収益権が設定できるようにするということ

を規定いたしております。次に、国有林野事業の経営に関することではありますが、私どもは、その経

営が最も効率的かつ民主的に行なわれるように、国有林野事業は原則として直轄直営を基本とすることとし、そして国有林野事業に従事する労働者の雇用の安定をはかるため、その常時雇用を促進することを規定いたしております。これは第十一条、第十三条に規定されております。また第十一条では、

国有林野事業の民主的運営を促進するため民主的な審議機関を設置すると定めておりますが、これによって国有林の立木処分等を含めて経営の民主化をはからなければならないという考えであります。第十二条では、国有林野特別会計制度の改善について規定しております。これは企業の業務と行政的業務を勘定区分をして、企業の業務については単年度制を基本としつつも、同時に会計の長期的弾力性を持たせ、この勘定において剰余金の生じた場合は、これを原則として国有林の資源培養のために還元していくという考えであります。行政的業務の勘定については、国有林、民有林にわたる治山事業の勘定、民間林業の振興をはかる民間林業振興勘定、国有林所在市町村の振興事業の勘定等が必要になろうと思ひますが、これらは公共負担

の思想によって所要経費を一般会計の資金によるべきだという考えであります。現状においては、民間林業への林政協力の経費をつくり出すため、国有林野事業で無理に剰余金をひねり出

そうとして、国有林の乱伐や立木処分がきわめて便宜的に操作されている傾向が見られますが、これはこの際根本的に改めなければならないというのが私どものこの法案の規定するところであり、以上が、国有林野事業についての私どもの考え方の概要であります。

第五に、私どもの基本法案の中での重要な点は、林業生産を増大させ、そして林業経営の共同化を推進するということであり、これについては、第十五条で現行の森林計画制度の強化改善について規定いたしておりますが、すでに申し述べたので省略いたします。第十六条では林道の整備について規定しておりますが、ここでは、

林道は森林資源の開発はもとよりのこと、山村における交通通信条件等の改善及び観光開発、産業開発等のためにもきわめて重要な役割を果たすものであることは明らかなことであり、その意味におきまして、林道の開設、改良、管理等についてその費用の国の分担を明確にすべきだという考え方に立っております。第十七条の造林の推進であります。ここでは、国の施策として造林の助成を強化するといふ一般的施策だけに限らず、特に、地方公共団体の所有する林野及び私有林の水源涵養林に対し、国みずから官行造林を強力に実施するということを規定いたしております。この場合は、

現在森林開発公団が単なるトンネル機関として行なっている分収造林の業務は廃止されることになるわけであり、第十九条では入り会い権の権利の近代化、第二十条では林業経営の共同化を規定いたしております。

なお、本法の第二十一条の規定に注目していただきたいと思うのであります。わが国の山村地帯においては、農業、畜産業、林業は切り離せない相互関係にあります。大部分の山村の農家は、農業をやっていると同時に他に畜産もやり、また少しばかり山林も経営いたしております。この三つを合わせて山村住民の生計が維持されておるものであります。そこで、この三つを有機的に組み合わせて農牧林混合経営を発展させることが、山村経済の振興のためにどうしても必要であります。第二

十一条では、この農牧林混合経営の発展の助長策として、国有林及び民有林のいかんを問わず、土地利用区分によつて農用地として適当ということに判定された林野は、これを地元民に取得させるよう、あるいは使用収益の権利を設定させるよう、国の施策を講ずるということに規定いたしております。そして、この農牧林混合経営を営むことができるだけ共同経営の形態をとれるように国の援助と指導を強むべきであるということももちろんであります。

第六に、私どもの基本法案の重点は、木材等の流通を合理化して、需給と価格を安定させることにあります。第二十四条では、国内産木材等の供給の円滑化をうたつていますが、この点では、この法案は特に国有林が一定の木材の蓄積を持つて、需給の動向に応じ弾力的に市場に供給できる体制を考慮しているわけであり、また同じ第二十四条では、外国産木材等の輸入の計画化及び調整をうたつていますが、これは国内需給の状況に応じ、あるいは外材輸入を促進し、あるいは外材輸入を制限する等、その計画と調整の権限はあくまで国の手に確保し、また、これに伴い、港湾や貯木場の設備を政府の責任で整備すべきだという考えであります。第二十五条では、木材等の流通につきまとう前近代的な商慣習を改善するといふねらいから、公営の木材市場を整備するということの規定いたし、それにあわせて、森林組合、もしくは製材業者等の協同組合の行なう購買、加工、販売の事業の発展改善をはかることを規定いたしております。

第七に、私どもの基本法案は、林業従事者の福祉の向上と山村振興を大きな重点といたしております。これまで私の申し述べました各条項の説明でも明らかなように、いわばこの基本法案の全体を通じて、最終的目標は、林業従事者の地位を向上して山村地域の格

差を根本的に解消するといふところに置かれておるわけでありす。具体的に申し上げますと、国有林野事業の経営、林道の整備、造林の推進と林業経営の共同化、農牧林混合経営の発展助長等についてこの基本法案が規定いたしておる内容は、すべて林業従事者の福祉の向上と山村の地域住民の所得向上を目ざしているものにはかなりません。さらにこれに加えて、最終的な確認の形におきまして、第二十六条で、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、労働関係の近代化、社会保険の拡充等のために国は必要な施策を講じなければならぬと規定いたしております。これは、現状におきまして、林業労働者が他の産業の労働者に比べ、労働行政、社会保障行政の諸権利を受ける水準がきわめて立ちおくれしております。これを国の責任において大きく引き上げるといふ趣旨であります。また第二十七条では、山村の生活環境の整備のため、山村における交通通信、衛生、文化等の環境整備、生活改善の措置を国が講ずべきことを規定いたしております。こうして、林業従事者あるいは山村住民を人間として尊重し、その福祉を向上させることに私どもの基本法案の最大の目的があるのであります。

以上が、私どもの森林基本法案のおもな内容であります。その他に、林業行政組織の整備、林業関係団体の整備、あるいは林政審議会の設置等についての規定もございますが、これは法案を御一読いただきますれば明らかなるところでありますので、省略いたします。

備、あるいは林政審議会の設置等についての規定もございますが、これは法案を御一読いただきますれば明らかなるところでありますので、省略いたします。

林業基本法案(内閣提出)及び森林基本法案(川俣清音君外十二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(田中伊三三君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。本名武君。

〔本名武君登壇〕

○本名武君 私は、自由民主党を代表して、ただいま政府より趣旨説明のありました林業基本法案に対し、総理以下閣僚大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。

いまや、わが国の林業は、その長い太平の夢からさめ、ここに新しく産業としての確たる地位を確立すべき時期に直面していると思ふのであります。わが国林業は、その経営基盤の弱、劣弱性と、森林所有者の資産保持的傾向等に妨げられ、その生産力を十二分に発揮し得ていないのであります。

が、さらに、最近の国民経済の高度成長に伴う木材需要量の急激な増大により、外国産木材の輸入が大幅に増大したと、山村人口の地すべりの流出に伴う労働者の不足とが相まって、林業経営の基盤が著しく圧迫されているばかりでなく、ひいては、国土の保全、国民経済の発展に重大な制約を加えるおそれすら感じさせられるものがあります。

林業を取り巻くこれらの事態に対処するための抜本的な対策確立の必要は、すでに、農業基本法の提案と時を同じくして、林業界のみならず、多数の識者によつて強く指摘され、政府の決意を待望してまいつたのであります。政府は、今日、ここに、林業を産業として発展させるべく、林業の向かうべき新たな方向と施策の目標を明らかにするため、林業基本法案を提出されたのであります。本案は、わが国林業の置かれております現状と将来の動向等を考えますと、まことに時宜を得たものと思ふのであります。しかし、一方、私は、林業という産業の持つ特異性と、それが営まれております山村の現状等にかんがみまして、本案施行に関する政府の方針等について若干の質問をいたしたいと思ひます。

質問の第一は、林業基本法の運用について総理の御決意を伺ひます。私は、林業が国民経済の高度成長に重要な使命を果たしていると同時に、国

土保全その他国民の社会生活全般に寄与する森林の公益的機能の増進のため、重大な関連を有することにかんがみまして、本法成立後、林業基本法の完全なる運用について、総理の御決意を伺ひたいと思ひます。

質問の第二は、林業基本法案の性格について農林大臣にお伺ひいたします。

森林は、林業の生産基盤であると同時に、国土の保全その他の公益的機能を有しており、この両者は表裏一体をなすものでありまして、総合的にとらえて対処しなければならぬと思ひます。林業基本法案は、国土の保全等に関する面は直接これを規定せず、主として産業としての林業の発展に関する施策を規定しております。林業基本法案の目的を主として林業の発展と林業従事者の地位の向上に限定された趣旨はどこにありますか、また、これと森林の持つ国土の保全その他の機能の維持、増進との関連はどのように考えるべきでありますか、これらの点について農林大臣の御見解をお伺ひいたします。

次は、林業基本法案と山村振興について総理にお伺ひいたします。最近、山村とその他の地域との間に経済、文化その他各種の面の格差が拡大し、このため、山村人口は地すべりの流出し、このままでは推移いたしますれば、山村が荒廃するのみでなく、

山を守る人もなくなり、国土の安全が脅かされ、ひいては、わが国産業、経済発展の基盤となりますことは必至であります。私は、いまこそ、山村民の生活、文化環境の整備を含む山村振興の問題を真剣に取り上げてまいらるべきときと確信するものであります。これはまた、林業の安定的発展のためにも不可欠でありますことは申すまでもなく、また、山村の立地条件から林業の発展が山村振興の中軸になるべきものと考えらるものであります。とはいへ、現在山村において発生しております諸問題は、広く国の総合的な社会福祉及び経済政策の対象となるべきものでありまして、ひとり林業基本法をもって対処し得るものではないと思ふのであります。

そこで総理に対し、総理は、山村振興のため総合的かつ抜本的な特別措置を講ぜられるお考えはないか、この際お尋ねいたします。

質問の第四は、林業構造改善事業について農林大臣にお伺ひいたします。わが国の民有林の大部分は、約二百七十万戸の農林家によつて所有、経営されておりますが、その所有規模は、五ヘクタール以下のものが圧倒的に多く、一戸当たりの平均規模は八アールと、きわめて零細であるため、資本装備も著しくおくれしております。林業の健全な発展のためには、その経営規模を拡大し、生産性をあげる手段を導入

する必要がありま。林業構造改善事業は、これらの小規模経営林業の規模の拡大をその重要な一環として、林業の近代化をはかりとするものであると理解しております。しかるに、一部において、この事業は零細林業の切り捨て政策であるかのごとき論議が行なわれております。この際、政府は林業構造改善事業を推進しようとする真意を国民の前に明らかにする必要があると思ふのであります。この点について農林大臣の御所信の表明をお願い申し上げます。

次は、国有林野事業のあり方について、総理と農林大臣にお伺いいたします。国有林野は、わが国の森林面積の約三分の一を占め、国土の保全、その他森林の公益的機能への寄与、林業の発展の上に果たす意義、役割りはきわめて高く、国有林野に対する国民的要請は今後ますます増大するものと思ふのであります。一方、近時、いわゆる国有林野の開放問題等、国有林野をめぐる新しい諸情勢が展開しております。これらの事態に対応していく上には、現在の国有林野事業の運営では十分でないと思ふのであります。私は、この際、今後における国有林野事業の基本的なあり方並びにその運営の方針及びこれとの関連において、国有林野を林業あるいは農業構造改善その他に役立たせるための開放等、その活用の方針を明確にする必要があると思ふのであります。これらの点について、総理と農林大臣に対し、その御所信をお伺いいたします。

次に、外材の輸入について農林大臣にお伺いいたします。

最近、外国産木材の輸入の増大が顕著となり、その輸入量は、わが国木材総供給量の二割をこえようとしており、また、このために、昨年度において四億ドル余りの外貨を支払っております。これら外材の輸入の増大は、単に国際収支を悪化するばかりでなく、無秩序な輸入に伴う木材価格の変動等により国内林業をも圧迫するきざしを見せておるのであります。しかしながら、木材の需要量と供給量の差は当分続くものと思はれますので、輸送、荷受け等の整備を含めた秩序ある輸入の受け入れ体制整備も必要かと思ひます。このような情勢にありまるところの外材の輸入について、政府はどのような考え方を農林大臣にお伺いいたします。

次に、木材の流通機構の整備について農林大臣にお伺いいたします。

林業の健全な発展のためには、森林の維持造成部門より始まり、木材の加工部門に至るまで、それぞれ均衡のある総合施策が確立されることが必要であり、特に木材の流通機構を整備合理化することは、木材需給及び価格の安定に寄与し、林業の発展にとつてきわめて重要な意義を持つものであります。しかし、従来、この部門に対する政府の施策はきわめて跛行的かつ消極的な面があったことは、否定できないと思ふのであります。林業基本法案において特にこの面を強調されておりますことは、まことに適切な措置であると考えるのであります。なかんずく、林産関係団体の整備を含めて、合理的な木材流通機構の確立の必要性を痛感するものであります。この点について農林大臣の御方針をお尋ねいたします。

次に、財政上の措置等について大蔵大臣にお伺いいたします。

林業は、本来、その生産期間が著しく長く、かつ自然環境に強く支配される等、生産性の向上や林業従事者の福祉の増進をはかる上に、他産業に比べ非常に不利な条件のもとに置かれておるのであります。そこで、国は、本法案に掲げる目標達成のため、まず、林道その他林業における社会資本の充実をはもとより、新たに構造改善事業その他の施策についても十分なる予算上の措置を講ずべきであります。また、林業資本は、長期に固定する性格にかんがみ、金融上、その利率、償還期限等についても改善を加える必要があると思ふのであります。さらに税制上も、所得税、相続税、法人税について、林業の発展に資するよう、その適正化をはかる必要があります。これら予算、金融並びに税制上の措置等が十二分に行なわれてこそ、林業基本法は画龍点睛を得ると思ふのであります。この点について大蔵大臣の御所信をお伺いいたします。

最後に、人づくりと林業の整備推進について農林大臣にお尋ねいたします。

森林から人々の受ける恩恵は、有史以来、また地球の存する限り無限に続き、深く、かつ大きいのであります。しかし、人々は、物質文明の進歩とともに、ややもするとこの点を忘れがちであります。この際、森林を単に一部の林業者のみの手にまかせるのではなく、一般の人たちも森林の恩恵を想起し、これに親しむ必要があると思ひます。このため、たとえば学校林あるいは市町村等が行なう各種の記念造林等を大いに推進することを提唱するものであります。学校林活動は、生徒の創意くふうを生かした自主的運営によるものとし、その活動を通じて、国の次代を背負う青少年に、自然の摂理の中において国土愛と生産意識を養い、近代的社会人としての自覚を植えつけようとするものであります。同時に、この学校林、記念林等からの林産物によって、山村僻地の学校もその施設を十分整備し、また、財政力の特に貧弱な山村地帯の地方公共団体等の財源の拡充にも役立ち得るようにならると思ひます。農林

大臣、学校林、記念林等の整備拡充のため、国有林野等を活用するお考えはないか、お伺いいたします。

以上で私の質問を終わりますが、今回はからず、日本社会党並びに民主社会党においても、森林あるいは林業に関する基本法案を御提出されたのであります。それぞれ内閣提出の林業基本法案とは、細部の施策について若干の相違点があるようであります。たとえば、社会党案においては、これを国土の保全等を含めた基本法として、こと、施策推進の方法として森林計画制度の運用を重視していること、国有林野事業の経営方針の細部をも規定していること等、それぞれ特色があるようであります。政府は、これらの点については、現行法の改正あるいは関連法の整備をもって対処することとしておられるものと理解しております。これらの三基本法案は、いずれもわが国の林業の発展及び林業従事者の地位の向上をその目標とするものであります。この際、山村振興、林業の発展、林業従事者の幸福のため、大局的な見地から、小異を捨てて大同につく心がまえを特に期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

林業基本法案を提出いたしました理由は、最近の木材需要の構造の変化、

あるいは山村からの労働者の流出等を考えまして、将来の林業の向かうべき新しい道、またこれに対する政策を実行するために、御審議願つておるのであります。私は、今後の山村の経済的、社会的後進性を克服して、昔からいわれておりますごとく、国を治むる者は山を治むるを第一とするという気持ちで、今後施策を強力にやっていただきたいと考えております。

なお、国有林野の開放の問題につきましては、これはあくまで国土保全、あるいは国土の高度利用、ことに農村におきます国有林払い下げの熾烈な要望等も考えまして、私は、農村振興の立場から、それが国の全体の役に立ちますよう、開放につきまして考えていきたいと思ひます。なお私は、国有林につきまして、開放するばかりではない、やはり保全のために必要ならば買い上げということも考へていくべきだと考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕

○国務大臣(赤城宗徳君) お答えいたします。

本法案に国土の保全の面がないのはどうかということですが、御承知のように、林野政策の大きな柱として国土保全、治山治水対策がございます。そのために、保安林制度の改訂とか、治山事業の推進等を従来もしてきておりますが、これは森林法に大体

規定がありますので、本法案は、産業としての林野事業、こういうところに重点を置きまして、林業総生産の拡大とか、林業の生産性の向上、林業従事者の所得増大、こういう面から国土保全ということにも寄与するといふたてまで、法案を提出いたしておるわけでございます。

第二に、構造改善等についての見解をただされたのでございますが、構造改善等につきましては、分取造林の推進とかあるいは国有林野の活用等によりまして、規模の拡大あるいは協業化をはかつていきたいと思ひます。このために零細林野経営者が、脱落するのじやないかというような心配は全然ございせん。むしろこれを協業化等に繰り入れまして、その発展を期せうというところでございします。

第三に、国有林野事業の基本的な考え方とはどうかということですが、え方はどうかということですが、国土の保全、その他公益的機能を確保し、また重要な林産物の持続的供給源とし、また奥地未開発林の開発等を進めまして、国有林野の基本的な方向を推し進めていきたいと思ひます。

第四に、外材輸入についての御質問でございますが、外材の輸入も相当量にのぼっておりますけれども、これは補完的に輸入をしていくということ、輸入は進めております。またそれについて輸入港の整備、あるいは輸入機構の点等につきまして、一そりの整備を進めていきたいと思ひます。

第五に、流通対策につきましては、森林組合とか、あるいは中小企業等協同組合の面を改善いたしまして、一そり購買、販売、加工等を近代化していきたいと思ひます。

最後に、学校林につきまして御質問がございました。学校の児童生徒のころから、ものを育て上げるところの気持ち、そしてまた林業に協力するといふ気持ちを養うことは、大事なことであります。そういう面はさらに一そり進めていきたい、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕

○国務大臣(田中角榮君) 林業に關し予算上、金融上、税制上、手厚い措置を講ずるようというところでございします。

まず、予算について申し上げますと、林業の振興につきましては、林道、造林の促進、また林業経営の協業化、林業技術の普及、向上等、各般の施策を進めるために、財政上必要な配慮をいたしておるわけでございします。しかし、今後とも本法案の趣旨に沿ひまして、林業総生産の増大、生産性の向上、林業所得の向上等のために施策を行ない、必要な予算の確保につとめてまいりたいと思ひます。

第二の金融につきましては、政策金融といたしまして、農林漁業金融公庫の三十九年度をさらに進めていただくとおわかりになるとおり、一部金利

の引き下げ、償還期限の二十年から三十年へと長期化をはかる等いたしておるわけでございします。しかも他方、資金量につきましても、昭和三十八年の八十一億を九十六億に増額いたしております。なお、その他系統金融は、民間金融機関からの融資の円滑化に資しますために、債務保証を目的といたしまして、三十八年度に創設しました林業信用基金に対しましては、三十九年度三億五千万円の追加出資をいたしておるのでございします。

それから税制につきましては、御承知のとおり、山林所得は、長期間にわたる山林経営の結果生じた所得でありますことに着目いたしまして、他の所得と分離いたしまして、五分五乗方式による課税を行ない、累進課税率の緩和措置をはかつておるわけでございします。法人税につきましては、再建整備を行なう森林組合の留保所得に対する課税の特例や、森林組合が合併した場合における課税特例等を講じておるわけでございします。相続税におきましては、相続において取得した立木の評価等につきましては、時価の八五％に相当する金額による特例を設けておるわけでございします。

以上申し上げましたように、林業に對しましては、財政、金融、税制上、今後とも十分の配慮をいたしてまいりたいと存じます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 東海林君。

〔東海林君登壇〕

○東海林君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました内閣提出にかかる林業基本法案について、池田総理並びに関係大臣に対し、質問を行なうとすることを希望いたします。

わが国の山林原野は、国土総面積の六七％という高い率であり、これが管理経営の適否いかんは、国土の保全にもまた、国民経済にも重大な影響を及ぼすことは多言を要しないところであります。わが党は、このような見地からして、数年前から林政についての基本方向を明らかにする基本法の制定を主張してきたのでありますが、農業基本法におけると同じく三年にして、ようやくここに林業基本法案の提出を見た次第であります。われわれは、まずそのおそきに失したことを遺憾とするものであります。さらに、法案の内容は、当初伝えられた草案に比較すれば、若干改善は認められますが、なお、われわれの見解とは重要な点で大きな相違があり、とうてい容認し得ないところであります。そこで、先ほど川俣議員より趣旨説明のありましたとおり、社会党独自の森林基本法案を提出して、国会の審議を求めるとともに、国民の批判を仰がんといたしておるのであります。

以下、私はわが党の森林基本法案と對比しながら、政府の林業基本法案に對し、数点についてお尋ねいたします。(拍手)なお、質問事項は、ただいまの前質問者と若干重複する点もあるかと思いますが、質問の趣旨が違ひますので、前もって的確な御答弁をお願いいたします。

まず第一に、池田総理にお伺いしたいのは、林政の基本目標についてであります。

申すまでもなく、森林の持つ機能は多様であります。大別すれば二つとすることが出来ます。すなわち、国土を保全し、災害を防止し、水源を涵養し、清らかな空気と美しい景観で国民の保健と福祉を増進する、これらは森林の公益的機能といふことが出来ます。林の公益的機能といふことが出来るのであります。他方、これを開発することによって、木材等の林産物を供給し、林業従事者の所得と生活を向上させ、もって国民経済に貢献する、これは林業の経済的機能であります。われわれは、この両面の機能をともに十分に発揮せしめるのが林政の基本的な任務であり、目標でなければならぬと信ずるものであります。(拍手)ところが、政府の基本法案の第一条、「法律の目的」、第二条、「政策の目標」の規定を見ますと、森林の経済的機能だけが強調されて、公益的機能がきわめて軽視されておるとしか理解できないのであります。(拍手)すなわち、政府

の基本法案の骨子は、森林の中で営まれる産業としての林業をとらえ、その発展のための諸施策の方向を示さんとするもののごとくであつて、法案の性格としては、単なる林業振興法案にすぎないといつても過言でないと思つてあります。(拍手)森林の公益的機能と経済的機能とは形影相俎うがごとく、表裏一体をなしており、造林などの林業生産活動そのものが国土保全の増進に役立つ反面、行き過ぎた林業生産活動、たとえば過伐、乱伐が国土保全機能の低下、ひいては水害の誘因となつてゐることは、いまさら申し上げるまでもないところであつて、この二つを分離した施策は、決して完全ではあり得ないのであります。私は、わが党提出の森林基本法案のごとく、森林の持つ公益的機能と経済的機能の双方をともに発揮せしめるため、森林全般にわたる基本的施策の方向を明示してこそ、初めて名実ともに林政の基本法であると考えておりますが、政府の見解を池田総理から明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

質問の第二は、国有林のあり方についてであります。

国土の保全及び木材等、林産物の供給の両面において、現に国有林の果たしている役割りはきわめて大きいのであります。国の林政を強力に推進しようとするならば、当然国有林が最も重要な施策の基盤となるべきでありま

す。そこで、われわれは、今後とも国が一定の規模の国有林を確保することがどうしても必要であるとの見解を持つものであります。もちろん、われわれも地元住民の所得と福祉を向上させるために適当な国有林野を地元へ開放し、あるいは利用権を設定して活用させることには賛成であります。他方、国が所有、経営することも必要であり、かつ、相当な民有林を国が買取して国有林へ組み込むこともぜひ必要であると考えております。ところが、最近一部地方では、国有林について、保安林を除いた残余はすべて地元へ開放せよという運動が行なわれており、政治家の中にも、一部これを支持する動きをなしている者もあるのがあります。しかも、これらに對する政府の態度はきわめてあいまいなようにわれわれには感ぜられるのであります。国民全体の貴重な財産である国有林が、一部の者の利権に利用されるようなことは断じて許さるべきではありませ

ん。(拍手)政府の基本法案第四条には、国有林の所在地域の林業構造の改善に資するため、及び農業構造の改善のため、その他産業の振興または住民の福祉の向上のため利用することを必要かつ相当とする国有林野は、これらの目的のため積極的に活用をはかると規定されておるのであります。ただいま総理から若干の点について触れられ

たのでありますが、明確を欠きますので、この際、国有林開放に對する政府の方針を国民の前に明らかにしていただきたいと思つてあります。(拍手)

なお、先ほど総理は、必要な民有林は国有林に組み入れる考えであるという御答弁がございましたが、政府の林業基本法案にはその趣旨が全然入っておりません。それはいかなる理由になりますか、明らかにしていただきたいと思つてあります。(拍手)

第三に、林業の構造改善について農林大臣にお尋ねします。

政府の基本法案第十四条では、林業構造改善事業を指導、助成すると述べられており、また、第十一条では、「小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として、林地の取得の円滑化、分取造林の促進、国有林野についての部分林の設定の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等の施策を講ずると述べられております。ところで、こゝで言つておる林地の取得の円滑化とは、一体だれがだれの林地を取得するのか。また、入り会い権の近代化とは、これをどうしようとするのか、一向に明らかではありません。われわれは、わが国林野の大部分を占めておる小規模林業経営の近代化は、国が積極的に林業従事者の生産共同組織を育成する方策、すなわち、零細な経営も共同化の土俵の中で生かしながら、しかも、全体としての経営単位を大規模化

し、そこに生産性向上の手段を導入する方策こそが、現実に即したものと信ずるものであります。政府の考え方は、農業基本法の自立農家育成の考え方と同様に、零細所有者の林地を大規模所有者へ集中させる零細林業者の首切り政策としか受け取れないのであります。この点はいかがでありますか。(拍手)先ほど農林大臣は、決して首切り法案ではないというような御答弁であつたやうであります。かつて農業基本法案の制定の際、池田総理は、本議場において、自立農家の育成をやるためには、四割程度の小農民は、これを農業から去つてもらわなければならないといふことをはっきりおっしゃつておるのであります。この農業基本法の考えと、もし、ただいま農林大臣が言つたように、首切りの林業法案でないとするならば、その考え方はどこが相違いたしておるのか、その点を明らかにしていただきたいと思つてあります。(拍手)また、小規模林業経営の規模の拡大と云つておるのであります。一体どの程度の規模を目標にしておるのか、この点もきわめて不明確でありますので、この際明らかにしていただきたいのであります。

第四に、巨大山林地主と林業振興の關係について農林大臣にお伺いします。

全国に存在する大山林地主は、その数こそ多くはありませんが、一人で数

百または数千ヘクタールの大面積を所有し、年々その持ち山のごく一部を伐採すれば生活に事足りるとして、何らこれを林業振興のために活用せず、かつ、地元住民の利用をも締め出して、ものが多いことは周知のとおりであります。このことは、三十五年十月に農林漁業基本問題調査会が政府に答申した、林業の基本問題と基本対策においても指摘されておるところであります。しかも、これら大山林地主の発生過程の多くは、決して明朗なものではなく、加えて、戦後の農地改革からも免れているのであります。このような大山林地主、特に巨大大山林地主を現状のまましておくことは、国全体の林業振興上からも大きな障害であり、また、前述の林業構造を真剣に進めるとすれば、国有林だけではなく、どうして大山林地主の民有林にも手をつけなければ解決できないと考えるのであります。政府は、この問題をいかに考え、基本法施行に伴ってどのように対処される方針でありますか、お尋ねいたします。(拍手)

第五に、林業労働について労働大臣並びに農林大臣にお尋ねいたします。林業労働者は、文化から遠く離れた山地にあって、荒い気象条件、厚生施設等も備わっていない状況のもとで重筋肉労働という特質を持っており、す。しかも、現状においては、林業労働者は、他産業労働者に比較して、労働法の保護や社会保障の諸権利を享受できる程度や水準は大きく立ちおくれしているものであります。政府基本法案第十八条は、林業労働者の福祉の向上と就業の安定を規定していますが、われわれもこの点は全く賛成でありまして、政府は、すべからずこの際、従来のこの問題に対する無関心と怠慢を十分に反省して、基本的な方策を確立すべきであります。われわれは、まず、政府に雇用される国有林労働者の労働条件や雇用条件等を改善し、この水準を民間の林業労働者にも押し及ぼすべきが当然であるとの考えから、党としては、すでに国有林労働者雇用安定法案を国会へ提出しているものであります。いまや、林業労働者の確保はきわめて緊要な問題となっており、政府は、林業労働者の福祉の向上、雇用の安定についてどのような具体的な施策を考へておられるのか、労働大臣から、また、国有林労働者については農林大臣から、それぞれお答え願いたいのであります。

最後に、池田総理にいま一点お尋ねいたしたいのは、山村の環境整備についてでございます。

林業の振興、発展の基礎である林業従事者の生活の安定、及び地位の向上をはかるには、私は、まず山村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善等の施策を、総合的かつ抜本的に講ずることが先決条件であること

を痛感するものであります。封建制の残存、産業構造の近代性にあわせ、環境整備が著しく立ちおくれおることが、いまや、山村青年をして山村に生きようとする意欲を失わせ、農家、林業者の後継者をも含めて、青年はほとんど都市へ流出して行きます。また、ここ三、四年来、急に土地、家屋を売り払い、一家全部が離村する、いわゆる華家離村も増加し、住民のかまどの火は消え、部落に人影を見ずという、幽霊部落の出現すら報告されております。この事態は、去る二月二十三日午後十時からのNHKテレビの「日本の素顔」で、「廃屋の村」というテーマで放送されましたので、あるいは総理もごらんになったかと思ひますが、まことにきびしく痛ましいものであります。政治の貧困、政治の不公平をますますと感ぜさせられたのは、決して私一人だけではないであらうと思ふのであります。(拍手)

人なくして山を守ることはできません。しかも、不幸にして一たび荒廃した山村の復興は、決して容易なことではないのであります。単に地域格差の是正というより、単に地域格差の是正というより、山をを守り、さらには国土を守るといふ見地からいたしまして、この立ちおくれおる山村の環境の整備は緊急の事項と私は考えるのであります。総理から、この問題につきまして、はつきりした御所信をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(池田勇人君) 今回提案いたしました林業基本法は、いまお話しになったようなことを将来実現しようという目的でいつておるのであります。先ほど申し上げましたごとく、木材需給の構造の変化、ことに山村労働力の都会への移住等を考えまして、大なる国土保全の一環をにならう林業の経済発展をはかるためにやつたのであります。国土保全ということが載っていないじやないかというお話でございますが、治山治水というものは政策の根本でございます。私は何も、これに載せないから国土保全をおろそかにしているというのではない。林業を発展させることが国土保全、治山治水になるというところは、当然のことであるのであります。

次に、国有林野のあり方についてでございますが、お話のとおり、一部の利権のためにこれが開放されるというところは、厳に慎まなければなりません。しかし、片一方において国有林野をそのまま置いておくことが国のためになるという考え方は、これは古いのでございます。私はやはり、保安林や必要なものはぜひ置かなければならぬせんが、国土の高度利用、あるいは農業の発展等から考えまして、これは十分考慮の上、適当な措置をとるべきだ

と思ひます。マンネリズムになるというところは、私は許さないのであります。(拍手)

また、国有林野について、この法律にないじやないか。私は、国有林野のあり方として、やはり民有林を買った、あるいは奥地林野を政府が買い入れるというところは、国土保全のため、この林業基本法とは別個の基本的問題だと思つてお答えいたしましたのであります。

なお、山村の環境改善。私も、先般テレビで、広島県の奥地の、私の知つてゐるところの衰退状況を見まして、やはり林業基本法にはもっと力を入れてやらなければならぬということを痛感したことを申し上げておきます。(拍手)

【国務大臣(赤城宗徳君) お答えいたします。森林の持つ機能として、公益的な機能が非常に大きいことはお話のとおりでございます。その公益的な機能の面が基本法案に載っていないが、どうであるかというところでございますが、先ほど趣旨を御説明申し上げましたように、本法案は、産業としての林業方面から規定をいたし、その規定をしてどういう方向へ持っていくかといふことは、林業の総生産を増していこう、あるいは生産性を向上していこう、あるいは林業従事者の所得を増していこう、こ

昭和三十一年四月十日 衆議院會議録第二十三号 林業基本法案の趣旨説明に對する東海林松君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

ういう面から国土保全の面に寄与しようという事でございまして、公益的な国土保全の面はすでに古くから森林法に規定されておりますので、その方面に中心は置いてあるわけでございまして、でありますので、そういう意味におきまして、本法案は、産業としての林業の方面から間接的に国土保全の面に進めていくという考え方で法案ができております。

第二に、構造改善を進めるにあたりまして、零細山林所有者あるいは経営者を切り捨てるようなことになりはしないかという事でございしますが、構造改善事業につきましては、分取造林とか、あるいは国有林の開放とかによりまして規模を拡大していくという事でありますし、また、規模の拡大の一つの方法として共同化を進めていくという事でございしますから、零細の山林所有者、山林経営者を切り捨てるという考え方は全然持っておりません。

しからは、その規模はどれくらいにするかという事でございしますが、何町何反というようなことは一がいに言えませんが、あるいは三年目に一回切れるとか、四年目に一回切れるとかいような規模に持つていくという方向を考へておるわけであります。それから大山林所有者、農地解放のときにこういう者は解放を受けなかったが、大山林所有者の扱いをどうする

かということでもございしますが、一面、大きいものを持つておるからそれを解放させるということとは、私は、いまだうかと思ひます。金をたくさん持つておるから、その金を解放しろといつても、これはなかなか無理でございします。そういう意味におきまして、大山林の解放をいま考へてはおりませんが、しかし、大山林が粗放のまま放置されておるといふことは、国としても、国民経済からも好ましくないことではあります。そういう場合におきましては、林業構造の改善のため、必要に応じて、所有者の協力を得まして分取林等の設定をして、粗放なる形態の林野等を、国あるいは国民生活に寄与するように協力させたい、こう考へております。

林業労働者の地位でございしますが、林業労働者が季節的あるいは天候的、自然的の制約を受けておりますことは御指摘のとおりでございします。これにつきましては、私どももできるだけの安定政策をとつておられますけれども、なお一段と安定的な方向に強化していきたい、こう考へております。

〔拍手〕
〔國務大臣大橋武夫君登壇〕
○國務大臣(大橋武夫君) 林業の就業者の数は、昭和三十年の五十六万人をピークといたしまして、減少の傾向をたどり、昭和三十七年及び三十八年には三十五万人になっております。そのうち業主及び家族以外の労働力は、三十八年におきましては十九万人でありまして、常用が八万、臨時が二万、日雇いが九万ということになっております。林業労働に従事する者の養成及び必要労働力の確保をはかりましたために、御意見のとおり、労働条件の改善をはかり、また就業の安定化に資する必要があると思ひますので、これに必要な施策を急ぎますよう直ちに検討を加えたいと思ひます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(田中伊三次君) 本日は、これにて散会いたします。
午後五時十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
法務大臣	賀屋 興宣君
大蔵大臣	田中 角榮君
文部大臣	灘尾 弘吉君
厚生大臣	小林 武治君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	福田 一君
運輸大臣	綾部健太郎君
郵政大臣	古池 信三君
労働大臣	大橋 武夫君
自治大臣	赤澤 正道君

出席政府委員

内閣法制局長官	林 修三君
第一部局長	吉岡 一郎君
林野庁長官	田中 重五君
運輸省鉄道監督局長	廣瀬 眞一君
郵政省人事局長	増森 孝君

○朗読を省略した議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
麻薬取締法の一部を改正する法律
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、昨九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
文教委員
鈴木 一君 受田 新吉君

(常任委員補欠選任)

一、昨九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
文教委員
受田 新吉君 鈴木 一君
農林水産委員
細田 吉蔵君 中山 榮一君
通信委員
鈴木 一君 受田 新吉君

(議案提出)

一、昨九日、内閣から提出した議案は次の通りである。
税理士法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、昨九日、委員会に付託された議案は次の通りである。
税理士法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一五七号)

大蔵委員会 付託
肥料価格安定等臨時措置法案(内閣提出第一五六号)

農林水産委員会 付託
纖維工業設備等臨時措置法案(内閣提出第一四八号)

商工委員会 付託
(条約送付)
一、昨九日、参議院に送付した条約は次の通りである。
経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件
(議案送付)

一、昨九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案
小型船舶運送法及び小型船舶海運組合法の一部を改正する法律案
自治省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案

案

昭和三十七年度一般会
計予備費使用総調書
(その2)

昭和三十七年度特別会
計予備費使用総調書
(その2)

昭和三十七年度特別会
計予算総則第十二条に
基づく使用総調書
(その2)

昭和三十七年度特別会
計予算総則第十三条に
基づく使用総調書
(その2)

昭和三十八年度一般会
計予備費使用総調書
(その1)

昭和三十八年度特別会
計予備費使用総調書
(その1)

昭和三十八年度特別会
計予算総則第十四条に
基づく使用総調書
(その1)

金銭物探査事業団法の一部を
改正する法律案
(議案回付)

一、昨九日、参議院送付の次の内閣提
出案を参議院に回付した。
簡易生命保険法の一部を改正する法
律案
(議案通知)

一、昨九日、次の内閣提出案(参議院
回付)に対する参議院の修正に同意
した旨参議院に通知した。

(承諾を求
めるの件)

(承諾を求
めるの件)

麻薬取締法の一部を改正する法律
案
一、昨九日、参議院送付の次の内閣提
出案を可決した旨参議院に通知し
た。

中小漁業融資保証法の一部を改正す
る法律案
(緊急質問提出)

一、今日、提出した緊急質問は次の
通りである。
公労協のストライキ宣言に関する緊
急質問(森山欽司君提出)

公労協の闘争に関する緊急質問(多
賀谷真穂君提出)

公庫の予算及び決算に関する法
律の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
公庫の業務の能率的かつ適正な
執行に資するため、次のとおり改
正する。

1 支出予算の区分のうち「節の
区分」を廃止する。

2 支払計画に対する大蔵大臣の
承認規定を削除する。

3 支出予算の繰越制度を廃止す
る。

4 固定資産取得費の限度額を予
算総則事項から削除する。

5 決算の完結期を五月三十一日
に繰り上げる。

6 公庫が大蔵大臣に提出する財
務諸表及び決算報告書には監事
の意見を附さなければならない
こととする。

二 議案の可決理由
各公庫の予算及び決算事務の執
行状況等にかんがみ、また、行政
管理庁から「公庫、公庫、事業団
監事の監査機能強化に関する勧
告」が出されたこともあり、本案は
時宜に適した妥当な措置であるこ
とを認め、原案の通り可決すべき
ものと議決した次第である。
右報告する。

昭和三十九年四月九日
大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長船田中殿

予防接種法の一部を改正する法
律案(内閣提出、参議院送付)に
関する報告書

一 議案の要旨及び目的
予防接種法による急性灰白髄炎
の予防接種は、従来不活化ワクチン
を用いていたが、最近における
経口生ポリオワクチンの効果及び
普及性にかんがみ、不活化ワクチ
ンにかえて経口生ポリオワクチン
を用いようとするものであり、こ
のため、急性灰白髄炎の予防接種
の定期は、不活化ワクチンによ
り、第一期を生後六月から生後二
十一月に至る期間、第二期を第一
期終了後十二月から十八月に至る
期間であつたものを本案は経口生
ポリオワクチンにより生後三月か
ら生後十八月に至る期間と改めよ
うとするものである。

二 議案の修正議決理由
経口生ポリオワクチンの効果及
び普及性にかんがみ、予防接種の
定期を改めることは時宜に適する
ものと認めるが、なお、施行期日
につき修正を加えることを適当と
認め、本案は別紙の通り修正議決
すべきものと議決した次第であ
る。

三 本案施行に要する経費
急性灰白髄炎定期予防接種費と
して、昭和三十九年度一般会計予
算(厚生省所管)に一千六百九十一
万六千円を計上している。
右報告する。

昭和三十九年四月九日

社会労働 田口長治郎
委員長 衆議院議長船田中殿

【別紙】

附則

1 この法律は、公布の日
「一日から施行する。」
【別紙】

予防接種法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

一、国産生ワクチンに対する国民の
不安が依然として残っている現況
にかんがみ、その安全性を明らかに
し、その不安を一掃するため、
政府は努力を行なうべきである。

二、ワクチンの投与にあつたつての管
理使用の方法等については、更に
改善の要があるので、服用前後の
健康管理等には政府は遺憾なきを
期すべきである。

三、ワクチンは国民保健上欠くこと
の出来ないものであるため、政府
はこれが投与の際の国民の負担を
軽減すべきである。

地方交付税法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に関する報
告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方交付税の総額の増加にともない、単価費用の改定をはじめ、地方交付税の算定方法の合理化を図ろうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 昭和三十九年度においては、主として次のとき経費の増加が見込まれるので、これに対処するため、これ等の経費を含む費目について、単位費用を引き上げることとする。

(1) 道路整備、農業基盤整備、都市計画等の事業に係る投資的経費

(2) 生活保護基準の引上げ等による社会保障関係経費

(3) 地方公務員の給与改定の平年度化による所要経費

(4) 農業構造改善、中小企業設備近代化等の事業に要する経費

(5) 学校設備等を充実するための学校関係経費

なお、新たに住宅関係経費を基準財政需要額に算入するため、「その他の土木費」の単位費用を引き上げることとする。

(二) 市町村の清掃関係経費の充実を図るため、新たに人口を測定単位として「清掃費」の項目を設けることとする。

(三) 現行補正方法の合理化を図るため、道府県分の「道路費」のうち、道路延長を測定単位とするものについても、道路面積の場合と同様に、交通量等に基づく割増し補正を行なうこととし、

又、離島等隔遠地市町村の増嵩経費を算入するため、「その他の諸費」の人口を測定単位とするものに、必要な補正を行なうこととする。

(四) 市町村相互間の財源の均衡化を一層推進するため、基準財政需要額の充実にあわせ、市町村分の基準税率を百分の七十五(現行百分の七十)に引き上げることとする。

(五) 高等学校生徒急増にともない必要とされる高校施設整備事業については、昭和三十九年度においても、引き続き「高等学校生徒急増対策費」の項目を、道府県及び五大市に存置することとする。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、本案は妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月十日

地方行政
委員長 森田重次郎

衆議院議長船田中殿

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(ただし良質紙は二十円)
(配達料とも)

発行所

東京都港区赤坂南町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 五二一

官報

第三〇〇〇代